

同(松浦利尚君紹介)(第三一四八号)
同(元信亮君紹介)(第三一四九号)
同(森井忠良君紹介)(第三一五〇号)
国民の医療と福祉の充実に関する請願(岡崎万寿秀君紹介)(第三一五一号)
医療・福祉の改善等に関する請願(津川武一君紹介)(第三一五二号)
同月十四日

老人医療の患者負担増額反対に関する請願(浦井洋君紹介)(第三一九〇号)
同(藤木洋子君紹介)(第三一九一号)
静岡県立病院・療養所の統廃合反対等に関する請願(渡辺朗君紹介)(第三一九二号)
社会保険・社会福祉の拡充に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第三一九三号)
老人医療の患者負担増額反対等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第三一九四号)
同(瀬崎博義君紹介)(第三一九五号)
同(津川武一君紹介)(第三一九六号)
同(中林佳子君紹介)(第三一九七号)
老人保健制度の改悪反対等に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第三一九八号)
同(津川武一君紹介)(第三一九九号)
同(中川利三郎君紹介)(第三二〇〇号)
同(東中光雄君紹介)(第三二〇一号)
老人医療の無料化制度復活等に関する請願(津川武一君紹介)(第三二〇二号)
同(林百郎君紹介)(第三二〇三号)
老人医療無料制度復活等に関する請願(浦井洋君紹介)(第三二〇四号)
母子保健水準の維持発展に関する請願(伊吹文明君紹介)(第三二〇五号)
老人医療費の患者自己負担増大反対等に関する請願(田中美智子君紹介)(第三二〇六号)
老人保健法等の一部を改正する法律案に関する請願(松田九郎君紹介)(第三二〇七号)
老人保健法改善等に関する請願(青山丘君紹介)(第三二〇八号)
同(伊藤英成君紹介)(第三二〇九号)

同(田中美智子君紹介)(第三二一〇号)
同(東中光雄君紹介)(第三二一一号)
カイロプラクティック等の立法化阻止に関する請願(西山敬次郎君紹介)(第三二一二号)
国民健康保険制度の改善等に関する請願(梅田勝君紹介)(第三二一三号)
同(中島武敏君紹介)(第三二一四号)
老人保健法の医療費拠出金の加入者按分率に関する請願(伊藤英成君紹介)(第三二一五号)
同(小沢貞孝君紹介)(第三二一六号)
国立病院並びに療養所の統廃合反対等に関する請願(渡辺朗君紹介)(第三二一七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)
地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

○山崎委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河野正君。

○河野(正)委員 法案の審議に入るわけですが、まず最初に、これら労災法に取り組む大臣の姿勢、そこから逐次入っていくかと思えます。基本はやはり改正に對します姿勢でございませう。

人間というものはいつ災害に遭遇するかかわからぬ、こういう条件を持つておるわけでございます。そこで古くからさまざまな保険制度というものができ上ったわけでございますが、先ほど申

上げましたように、人間はいつ災害に遭うかわからぬ、こういう心配というか杞憂といえますか、そういうものが常にあるわけです。そこで、勤労者といいますが、労働者といいますが、やはりいつ災害に遭うかわからぬという条件に置かれておるわけですから、常に安心して就労ができる、もし災害に遭っても後の補償等について万全を期して初めて、そういう配慮というものがなされて初めて労働の意義というものが生じてくるというふうになるわけですね。そこで、まず労働者、労働者といふものが常に安心して就労できる、それがいつ災害に遭うかわからぬ、もし災害があつても大丈夫ですよ、そういうことを配慮して労災法というものは考えられていかなければならぬ、こういうふうになるわけですね。そこで、ひとつそういう基本理念についてまず大臣から御見解を承つて、逐次内容に入つてまいりたい、こう思っています。

○林国務大臣 労働災害というものは、本来こういったことが起こつてはならないものでございませうけれども、不幸にしてこういった災害に遭われた方あるいはまたその家族に對しましては、そういったことによりましてその失われた収入と申しますか、そういったものの補てんのために必要な保険給付を行いますとともに、あわせて、災害を受けられた労働者に對しまして療養生活の援護から、また社会復帰ができませんまでの一貫した援護を行うということ、被災をされた労働者の福祉の増進を図るということを主たる目的とする制度がこの労災保険制度であると私は考えております。

このような観点から、労災保険の給付水準は何回かにわたります改善によりまして国際的にもILO百二十一号勧告の水準を満たすに至つておると思ひます。
しかしながら、労災保険のあり方につきましては、昨年十二月の労災保険審議会の建議におきましても指摘されたところいろいろの課題がありまうので、今後とも被災労働者の実情及び社会経済

情勢の変化に對應した制度のあり方につきまして検討してまいりたいというふうな考えでおります。

○河野(正)委員 労働災害というものは、大臣も御指摘のとおり本来起こらぬことが一番いいわけですが、まず基本といふものは、労働災害が起こらないようないろいろな処置ができるということだと思ひます。しかし、現実には起こり得るわけですね。ですから、起こつた場合には万全の補償ということが当然考えられなければならぬことはそのとおりだと思ひます。

そこで、与えられた時間が非常に短いわけでございますから、法案そのものに対する質疑に入りたいと思ひます。

提案理由の説明にございますように、今回の最大の改正点というものは、労災年金に年齢階層別の上限と下限を設ける、これが改正案の一つの大きな柱になつておるわけですね。もちろん、不均衡の是正という一般論からいふならば、今回その上限、下限を設けられたことに對して多少うなずかれる点もないではないわけではあります。しかし、この上限、下限を設けること自体が果たして適切であるかどうか。

要するに、高いところ、低いところがあるから、それを均衡を図つていくということですから、一般論としてはそのとおりであるけれども、そうかといつて、この上限、下限をつくることによつて、果たして公平な給付制度になり得るのかどうか。これは五〇、五〇の問題がありますから、それで果たして均衡の是正に値するものかどうか。要するに、それぞれ五〇カットすることが真に本来の均衡の是正に値するものかどうか、そういう点についてひとつ御見解を承りたいと思ひます。

(委員長退席、高橋委員長代理着席)

○小粥(義)政府委員 労働者の災害に對する補償制度として、先生もう御承知のように労働基準法での災害補償の規定でいろいろなことを決めておるわけでございます。一方、その補償責任を保険

するような形で労災保険制度ができたわけでございますが、被災者の実態等から、従来の基準法と変わっていわゆる長期給付、年金が導入をされるようになり、今年年金受給者は相当の数になってまいりまして、十七万三千ぐらいの数になっております。

そうなりますと、災害補償の本来の趣旨というものがある労働者の失った稼得の補てんというところにはあるわけでございますが、そうしますと、年金になった場合に、通常でしたら六十歳あたりで労働市場から引退する方でもその後引き続き七十、八十でも年金給付は支給されることとなるわけでございます。そうした場合には、いわゆる稼得能力との関係から見た場合相当大きな開きが出てきて、それが不均衡という形に一般の目に映るケースも出てまいったわけであります。

一、実は五十五年の改正の際に年金給付自体にいわゆる年功賃金の体系というものがあつた程度反映されるようにすべきであるという決議も実はいたされております。したがって、そういう観点から最高限度額を設定したい。その場合、年功賃金を反映するという意味で年齢区分を定めまして、それぞれに最高、最低を決めることにしたい、こういうふうな考えをたつてございまして。

なお、最高限度額を決めることについてはILOの条約でもこれは認めていて、ところでございまして、もちろん一定の要件はございましてけれども、そうしたILO条約の趣旨も踏まえて最高限度額というものを設定することにいたしておるわけでございまして。

○河野(正)委員 今も私が指摘いたしましたように、確かに現在の制度上の問題点というものは給付基礎日額の格差があり過ぎる。具体的に申し上げますならば、下限の三千二百十円から上限の約四万円、こういうふうな上限、下限の格差があります。そこで、これをできるだけ公平に、あるいは不均衡を是正する、こういうことを発想として今回の改正が行われるということについては、お説のとおりでございます。

そこで、政府が賃金構造基本調査をもとに五歳刻みで今年齢階層別の賃金水準を出して、最高と最低それぞれから五割をカットをしてそれを給付基礎日額にする。なるほど格差が大き過ぎる、そこでできるだけ公正に不均衡というものを改めていこう。趣旨がわからぬわけではないわけですが、少なくとも最高の方は将来五割切られるというところになるわけですから、少なくともそれは今までよりも正直言って冷遇を受けるという形になるわけでございまして。ですから、不均衡は正という方針はあるけれども、今よりも有利になつた者、不利になつた者、こうなりまして、そういうことで果たしていいものかどうか。それらの点について、いまい一度御見解をお聞かせいただきたい、こういうふうに思います。

○小粥(義)政府委員 私、先ほどは最高限の設定について専らお答えをしたわけでございしますが、いわゆる不均衡は正の一つとして考えておりますのは、最低限度額の年齢区分別の引き上げももちろんこれに含まれるわけでございまして、それを考えました趣旨といひますのは、先ほどお答えいたしました五十五年の当委員会での附帯決議にありますが年功賃金を反映させるという趣旨にまさりかねないものでございまして、いわゆる若年時に被災をうけたとしますと、日本の年功賃金体系のもとでは若年時は比較的賃金は安いわけてございまして、若年に年金のスライドはかかりまして、災害に遭わなければ得られたであろういわゆる昇進昇格的な要素というものは全く加味されない。ところが一方、壮年時に被災をうけたとしますと、比較的賃金が高く、この若年時、壮年時の被災者ともに、例えば通常ならば労働市場を引退する年齢になつた後もなおかつ年金給付が受けられるわけにございまして、そうなる場合には非常に大きな開きが見られるわけでございまして。

そういう面を少しでも改善するために、いわゆる最低保障額について年齢階層別の五割の引き上げを図ることでもって若年時被災者のそうした相対的な不利な部分を解消したい、こういうふうな

も考えているわけでございまして。同時に、あわせで最高限については先ほど申し上げたような趣旨で合わせを行う、こういうふうな考えているわけでございまして。

○河野(正)委員 具体的に検討してみますと、例えば昨年五月の年金受給者で試算いたしますと、二十歳から五十歳までの層、これがさつきおっしゃつたように賃金が低い、そこでそれらについては今度配慮されましたから二万一千の皆さん方が給付水準の改善を受けられる、こういうことになるとはそれと併せてございまして。それと同時に、一方では最高額を超えるということで、今日は既得権でございましてそれはそのまま認められるとしても、今後スライド等見送られるというのが一万二千余人あるわけです。

ですから、確かに二万一千余人が給付改善によつて五割上がつていくことについては私も評価するけれども、そう言つても、その一万二千二人というのは既得権としては現在では認められるけれども、今後スライドというものが抑えられていくことで、スライドで検討される際には不利になる。そういうような不利な点について将来どういうふうな考慮されていくのか、さしあたりこのスライドの段階で超えている者についてはスライドしないわけですから、それが将来一体どういうふうになつていくのか、どこかでまた検討してもらうのか、あるいはそのまま抑えられたままになるのか、この辺について、不利になる方もいらっしゃるわけですから、そういう立場でひとつ御見解を承つておきたい、こういうふうに思っています。

○小粥(義)政府委員 今回の改正で考えております最高限度額の適用の仕方としては、今後新しく裁定を受けられます方は最高限度額がその当初から適用されるのでございまして、既にその裁定を受けて年金を受給しておられる方、この方々につきましてははいわゆる既得権があるわけでございまして、これらの方については最高限度額で頭打ちというのではなくて、現在の給付額というものを

保障いたします。ただし、その場合に現在の給付基礎日額が今後新しく設定する最高限度額を超えることになる、そういう年齢に該当している場合は、いわゆるスライドの適用は停止をいたしますというところで、その部分のマイナスは生じますけれども、既に受給をされている方については現在の給付額を保障する、こういう形で考えているわけでございまして。

今後新しく年金の受給者になられる方については、この最高限度額と最低保障額の間で動いていくことになるわけでございまして。ある年齢階層のときに最高限度額にぶつかつても、それが特に前半の方ですとぶつかつても年齢が加齢年を加えることによつて限度額がふえる、高まる年齢階層に進むわけでございまして。そうした場合は、当然従来限度額で頭打ちであつたものが新しい年齢区分に対応する限度額までは支給される、こういうような仕組みで動くわけでございまして、いわゆる全体としての枠組みの中で最高限度額と最低保障額があつて、その枠の中で年金額が推移をしていく、こういう仕組みを考えているわけでござい

ます。

○河野(正)委員 率直に申し上げまして、今の経済情勢というものが非常に厳しいわけですから、そこで今の年金保障で十分生活が保てるのかどうかということについては、これは大きな疑問のあるところである。そこで改善されるものについてはよろしいが、今申し上げましたように一万二千余人はもうそこで上限を超えるわけですから、そこで抑えられてしまう。そして、今後スライドがあつてもそれはそのまゝいかにあつて、この限度額を超えておる、既得権ですから今もらつておるのは限度額を超えておるのは認めるけれども、今後スライドは行われないうちの者について、経済情勢が厳しい、生活が非常に厳しい、そういう状況であれば、やはりいつの日かそういう不利になつた方々に対して何らかの措置が考えられ得るのかどうか、その辺をお伺いいたしておるわけです。

○小粥(義)政府委員 確かに、新しく最高限度額が設定されたことによりまして、今後新しく年金を受給される方が最高限度額で頭打ちになる。現行の制度に比べますと、その部分に關しまして不利な部分が出ることは事実でございますけれども、この年齢区分別の最高、最低保障額、いずれも、賃金に關します実態調査を毎年行いまして、それに基づいて線を引いていくわけでございまして、したがって、一度この改正法の施行時点に引いた限度額が未来永劫それでずっといくものではなく、年々の賃金水準の上昇といったものを反映させてまた線が引かれていくわけでございまして、そうした場合、今までの傾向から見ますと、当然従来よりは高い線に限度額が設定される。その範囲では、少なくとも改正法施行時点で固定されるものではないので、それなりの上昇の余地があるわけでございまして。

ただ、限度額を超えてさらにスライドをかけるというふうなことになる、この限度額設定の趣旨から見ると、いかかということにもなりますので、そこは一つの割り切りをさせていただいたというところでございまして。

○河野(正)委員 現状はそれで納得するにしても、将来一体どうなるのか。何かその辺の配慮があり得るのかどうか、そこをひとつお尋ねしておきます。

○小粥(義)政府委員 その点は大田が冒頭にもお答え申し上げましたように、今回の制度改正は、昨年暮れに労災保険審議会から建議をいただきまして当面措置すべきものを取り上げて、法律事項分を改正案として御提出申し上げているわけでございまして。この審議会は、申すまでもなく公労使三者構成の審議会でございます。そこでいろいろな労災保険制度についての問題の指摘がございました。

そこで長期間にわたって検討している中で、今回具体的成果を得るに至らないでなお今後引き続き検討すべき問題も幾つか残されております。その中には給付の改善の問題であるとか他の社会保

険との調整の問題であるとか、いろいろ大きい問題があるわけでございまして。これについては、早速にも労災保険審議会の中に引き続き検討する場を設けて今後さらに検討していこう、こういうことにいたしておりますので、先生御指摘のような問題は、今回の改正法施行後、さらに情勢の変化等もいろいろあるかと思いますが、そうした点は今後の審議会の中での検討の場に十分また反映をさせ、そうした検討の結果で直すべき点はまた直していかなければならないものというふうに考えております。

ですから、今回のこれで未来永劫決まってしまうというのではなく、もちろん制度でございまして、時々々の社会情勢あるいは受給者の実態等に應じて適宜必要な改正というものは今後とも行っていくかなければならないものというふうに私も考えております。

○河野(正)委員 御承知のように、労災事故というものは、幸いに少しずつ減少の傾向にあるというふうになっております。それでも、労災保険給付を新たに受けた人は、一昨年で九十二万を超えた、こういうふうになっております。一方また、高齢化がだんだん進んでまいりますから、その高齢化の影響で労災年金を受ける人はふえておる。現在、十七万五千というふうになっております。こういうふうに労災事故は少なくなっておるけれども、年金の給付を受ける人はだんだんふえておるといふことですね。しかも、高齢者がふえてまいりますから、したがって、まだふえていく状況にあるかと思うのです。

今、これがどういふ状況で進んでおるのか。今私が指摘いたしましたように、年金を受ける人はふえておる、そして高齢化という影響がまたある、そういうことで、現在の十七万五千、この数字というものが今後どういふ方向に推移していくのか、これがわかりましたらひとつ明らかにしていただきたい、こういうふうに思っています。

○小粥(義)政府委員 労災保険の給付に年金が全

面的に取り入れられましたのが昭和四十年からでございまして、現在、十七万数千人の年金受給者がいるわけでございまして。

今後、傾向としては幸い労働災害の件数はさらに減少していくものと見ておりますけれども、いわゆる年金受給者は、寿命の伸長に伴いまして数が増えだんだん累積をしていくわけでございまして。私も今の見通しでは、今後さらに十七万数千が増加を続けて、ほぼ二十年後には三十万くらいになるのではないかと、その後は大体三十万くらいの数字で推移するのではないかとこのように見ておるわけでございまして。

○河野(正)委員 いずれにしても、この年金受給者はふえていく、それから高齢化ということと累積をしていくということですから、財源も逐次増加するというふうになるわけであります。要は、今の年金で最低生活を維持するには必ずしも十分でないという感じもいたしますものですが、我々は、今後の数の推移によつて、一体、今後年金というものがどういふ状況になるのか、そういうことを憂うものから、あえてそういうことをお尋ねをいたしましたわけですね。

そこで、そういう生活権との関連もございまして、からお伺いをしたいと思うわけでございましてけれども、これは労働省の実態調査であるそうですが、今の年金保障の額で十分であるかどうかという観点から調査の結果をみますと、被災労働者の約八割が今の年金では家計に非常に大きな影響をもたらしておる、非常に苦しいということですね、わかりやすく言えば、それから四割程度が今の年金では生活が困る、こういうふうな感触の回答があつておるわけです。そのことは、それぞれ八割、四割の方々、表現の違いはございすけれども、総じて申し上げるならばやはり給付水準が全体的に見て低い、十分ではないということに尽きるところでございまして。

そこで起こつてまいりますのが損害賠償でございます。そういう補償が少ないから別に損害賠償、あるいはまた企業に対して今度は企業が面倒を見

る、上積み補償、そういう要求が最近非常に多くなつておるといふ話も承つておるわけです。この言葉を裏返しますと、やはり年金給付額が十分でない。十分であれば、何も訴訟する必要はない。それから企業に対して上積みをする必要はない。やはり十分でない。これは、労働省の調査でも八割の人が非常に大きな影響をこうむつた、四割が困つておるといふような数字が示しますように、給付水準というものが全体的に見て必ずしも十分でないことを示す一つの現象が、先ほど申し上げましたような損害賠償とかあるいは企業への上積み補償要求とかいうことになつておるのだと思ふのです。

そこで、それは財政を伴うことですから、いろいろ議論はありますけれども、そういう生活保障という立場からはもとと前向きで御検討をいただかなければならぬのではないかと。これは、私が冒頭に申し上げました大臣の労災に對します基本的姿勢という点にも通じていく、こう思うわけですが、この点はひとつ大臣の方からお答えいただかせんか。

○林国務大臣 この件につきましては、福祉関係の中でどういったものの給付をするというふうなことに私どもとしてはいたしておるわけでござい

○小粥(義)政府委員 先生御承知のように、いわゆる保険給付としては、例えば休業補償でしたら給付基礎日額の六割というふうなことになるっておりますけれども、一方で、労災保険の福祉事業で、いわゆる特別支給金でさらに二割それに積み足す、あるいは年金につきましても特別年金といったものを支給することでもつて、いわゆる法定の保険給付にさらに上乗せをする形で制度を運営いたしておりますので、御指摘のようないわゆる生活保障的な要素、これは当然給付水準を考へる場合に抜かしてはならない要素だと思ひますけれども、そういう面の配慮をいたしておるわけでござい

ただ、あくまで労災保険は、御承知のように稼

得能力の損失を補てんするということに基本的性格があるものでございますから、余りそれとかけ離れた形で給付水準を決めるわけにもまいらないうというところに一つのおのずからの制約があるということも御理解を賜りたいと存する次第でございます。

○河野(正)委員　そこで、それらの問題に関連をして、これから先は厚生省に承りたいと思うのですが、一つはアルバイトに関する問題がございまして、これは最近出てきておるわけでございますが、新薬が出る場合には臨床試験、臨床実験というものが薬事法で定められておるわけですが、そこで、人体実験的な要素を持つ案件が出てきておるわけですが、こうした人体実験的な臨床試験という問題は、パートですから、一般の労働者によって災害を受けるわけではない、ですから、実際には損害補償といいますが損害賠償というように形にならぬと思うのですが、こういった問題について最近非常に極端な例も出ておるようでございます。これらの現況について、ひとつ厚生省からお答えをいただきたいと思ひます。

○齋藤説明員　新しい有効成分を含有しますいわゆる新薬につきましては、臨床試験としまして健康人を対象とする第一相試験、それから患者さんをお対象とする第二相試験及び第三相試験がございまして、これらの治験の実施を依頼しようとする者は、薬事法の規定によりまして治験の依頼の基準を遵守するとともに、あらかじめ治験の計画を厚生大臣に届ける仕組みになっております。これによりまして、治験の実施期間、実施時期を把握するとともに、依頼者である製薬企業に対して適切な指導を行っているところでございます。

○河野(正)委員　適切な指導を行っていただくことが望ましいわけですが、というのは、新薬を出す場合には、この人体実験といいますが臨床試験といいますが、これは薬事法で義務づけられておるわけですから当然のことでございますけれども、問題は、そこで事故が起こった場合に一体どうなるのか、マスコミもこの問題を取り上げておるわけ

でございます。

そこで、そういう実態というものが、まあ、こういうことで慎重にやりなさいとかいうような指導が行われることは当然だと思うのです。ところが、現実には一体どういう状況にあるのか。最近の新聞の報道などによりますと、極めて私どもが関心を持たなければならぬような事件が起こっておるわけですね。そういうことで問題になったところは何かの形で改善されるでしょう。ところが、全般的に、新薬が出る場合には、人体実験といいますがあるいは臨床試験といいますが、そういうことをやっているわけですが、これは薬事法で、やらなければならぬわけですね。ですから、いろいろなところで新薬開発をする場合にそういう状況があると思うのです。そういう全般的な状況について把握しつつあるのかどうか。ただ指導だけではいかぬのです。現実には一体どうなのか。その辺について大体お伺いしたかったわけですから、それに対してお答えをいただきたい。

○齋藤説明員　ただいま先生のお尋ねの件は、いわゆる健康人を対象とした治験ということに特別な御関心がおありだと思ひますが、そういった健康人を対象としますボランティアの募集ということになりますと、製薬企業の社員ですとか家族、友人、知己、こういったいろいろな関連を通じてボランティアを募りまして、そういう方々に同意を得た上で、治験を実施しているということでございます。そういった場合に事故が起こったというのを想定いたしますと、製薬企業は治験を依頼します際にあらかじめ補償のための方策を講じておくということが先ほど御説明申し上げました治験の依頼の基準に定めてございまして、これによって事実上その補償がなされるという仕組みになっております。

○河野(正)委員　今のはいわゆる人体実験、臨床試験のほんの側面だけをお答えになったわけですね。今、いろいろな研究開発が行われる。そういう場合には、社員とか社員の家族とかそれだけで

は事が足りない部分が非常に出ておるわけですね。そこで、大阪でもそのことが取り上げられておるわけですね。ですから、社員は、一体どういう研究がなされておるのか、薬効についても研究の目的についてもある程度わかるでしょう。ところが、そうでない部分というものはかなりあるのじゃないか。そこでもし事故が起こったという場合は一体どうなるのか。社員とか社員の家族とかボランティアとか、そういう一つの側面は大体の目的というものはわかっていますから、ところが、全然的にわかっていない臨床試験が行われておる部分があるというように私は思っているのです。それは薬の性格によつて、とにかく社員だけであるいは家族だけでおさまるような今の状況ではないと思うのです。

問題は、その他の部分の臨床試験というものが一体どういう形で行われておるのか、そこが問題だと思ふのです。何も目的がわからぬで、ただ薬を飲まれたり検査されたり、大阪の場合はそういう人間を集めるために二千万の紹介料まで払った、こういう問題もあるわけでしょう。ですから、例えば大学のクラブあたりで、クラブで金がかかるものだから、おまえ行つてこい、そうすると二千万ももらえるわけですから、そういうことで、安易な形でこういう臨床試験というものが行われておる。その際、もし事故が起こった場合一体どうなるのか。そうでしよう。ですから、先ほどお答えになったような側面、すなわち社員とか社員の家族というものはどう目的で行われておるかというのとはある程度わかるわけですから、拒否することもできるわけですね。できますよね。ところが、その他の側面というのは、全く理由もわからぬ、目的もわからぬ、そして金だけで処理されておるという状況がここにあるわけですね。

今のような薬の開発、開発という状況の中では、むしろそういった後段のケースが大きいんじゃないかというふうに私は思うのです。その辺が一体どういう状況として把握をされておるのか、そこをひとつお尋ねをしておるわけですから、そ

の辺に対するお答えをいただかぬといかぬと思うのです。

○齋藤説明員　ただいまのボランティアを募った場合でございますが、治験をする際につきましては、担当の医師から治験の内容を被験者に説明し、そして文書により同意を得る、こういったような形で十分に納得して治験をしていただくということを製薬企業から医療機関に要請する、このような指導をいたしておるところでございます。

○河野(正)委員　そういう側面があることは私は知っておるわけですが、ところが、そこでは余り問題ないわけですね。ちゃんとこの薬で試験する場合にこういう目的がある、薬の内容はこうだということが社員とか社員の家族とかボランティアにはわかるわけでしょう。ところが、そういう側面じゃなくて、別な側面ですね。

それは大阪の場合は、先ほどから申し上げますように、要するに紹介料を取つて、とにかく紹介すれば、おまえ、臨床試験で二日やれば五万二千円になるんだ、口コミでそう言っているわけでしょう。それで、何のためにそういう実験をされるのか、検査をされるのか全然わからぬで行っているわけでしょう。そして、そういうところでもし事故が起こった場合に一体どうなるのか、私どもそこを心配しておるわけですね。前段のことじゃないですよ。私がお尋ねしているのは後段の問題ですよ。しかも、その後段の問題の方が、やはり今から非常に問題を起こし得る、あるいは問題が起こったけれども泣き寝入りで終わるというような状況がこれあるんじゃないか。

そうすると、これは労災と違つて、事故が起こつても、要するに労働の協約じゃないわけですから、どうしても損害賠償とかそういう形で解決せざるを得ぬということがあるわけでしょう。ですから、一般の労働というところになりますと労災で補償されていくわけですが、これはやみで処理されていく、そういう危険性があるものから、私は特にこの問題を取り上げておるのです。だから、前段のことじゃなくて、後段のこと

伴つてこれ以外のものについて別に否定をするわけではございませんし、またそういった新たなに加入するものがあれば、それについても検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど来お話のございます都道府県知事の厚生大臣が定める基準に基づきます承認につきまして、私ども、できるだけ都道府県の間での違いがないように指導をしているつもりでございしますが、今後ともそういったような施設基準というものに基づいて統一的な運用が図られるよう

指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○河野(正)委員 ある程度こういうことですよということを厚生省に通告して、大体談合が済んでおつたはずですが、どういふことか、この委員会の席上ではお答えいただくことがさっぱりわからぬ。この作業療法を行うにふさわしい専用の施設を有する。施設としてはこれですね。あと附帯的にはOTがおこななければならぬとか、その施設の面積はこれだけですよとか、こういうことでしよう。だから専用の施設を持たなければならぬということが大原則ですね。その専用の施設に対する厚生省の指導というものが完全に行き届いておらぬでしよう。

大体私どもからこういう具体的な問題がありましてすよということも指摘して、きのうの晩もそういう話をしておつたのですが、どうも課長は遠慮しているかなにかわからぬけれども、これでは議事が進みませんので、行き届いておりません、今までの厚生省の指導は抜けておりました、誤っておりまして、こういうふうにはじやつと云つてもらわぬと、これは片づきませんよ。

○谷説明員 十分な専用の施設を有しておるといふことでございますが、これはもちろんその病院の内部でそういうことを有しているといふことでございまして、病院の中で先ほど来申し上げておるような基準が満たされていれば、それを都道府県知事が適切と考えれば承認をするといふことでございまして、先ほど来おっしゃつておられるような県によつて承認にばらつきがあるといふようなことがあつてはならないといふふうに考えておりますので、十分な指導はしていきたいと思ひますし、この十分な専用施設を有するといふことは、もちろん病院の施設内にそういうものがあればいいといふ考え方でございまして。

○河野(正)委員 くだらぬことで時間が延び延びになりまして大変困つておるわけですが、そこで一言だけ示唆を与えます。医療法の十六条、これは病院というものはどう

いうものかという一つの基本的な理念が示されておるわけですが、これに対して御見解を承りたい。医療法の十六条。

○谷説明員 医療法の十六条は病院に必要な施設設備を規定しているといふふうに理解をしております。

○河野(正)委員 あなた、これを全然見ないで言つておるでしよう。十六条というのは医師の当直です。医師の当直について書いてあるのです。施設じやないです。当直です。なぜこれを私が取り上げたかといふと、病院といふものは、例えば当直医師が病院の隣接地帯にあつても当直医師は要らぬ、こういうように記してあるわけですが、だから病院といふものは、病院の用地、構内といふことが一般的に言う病院なんです。だから、当然この作業療法の施設にいたしましても、その病院の構内にあれば、とにかく隣に医師がおつても当直は要らぬといふのでしよう。これが十六条でしよう。あなたはよくもなお答えになるものだから、とんでもない答になる。病院の隣におつても、そこは隣だから病院の敷地内と認めるという条文が医療法十六条にあるのです。だから、病院の敷地内、用地内にそういう作業をする施設があれば当然病院内の施設でしよう。それを病院内の施設と認めぬといふ県があるのです。それは一体どういふことですか。

○谷説明員 作業療法で言います十分な施設を有しているといふことは、先生おっしゃる通りに病院の敷地内、病院内にあればいいという解釈でございまして、またこの内容からいいますと、例えば農耕といふようなものも作業療法の中に入つておりますので、そういう意味におきまして、どういふ言ひますか。病院の中といふような規定ではなしに、病院の敷地内にそういうたような十分な施設を有していればいいといふ考え方でございまして。したがって、そういうたようなことにつきましての各県におきます運用が、解釈が違つていふといふようなことがありますが、これは大変

問題だと思ひますので、十分な指導をしてまいりたいといふふうに考えております。

○河野(正)委員 時間がございますから、単刀直入にお尋ねしますけれども、施設基準の中に先ほど申し上げましたように農耕、園芸、花をつくつたりお百姓をしたり、そういうこともあるわけですね。それでございますから、当然そういうたような専門施設といふものは病院の構内になければならぬわけですね。構内——病院の中ではないければならぬと云つたら、病院の中で花をつくりますか、病棟の中で野菜をつくりますか。そういう解釈をして今日までそういう認可をしなかつたという事例があるわけではしよう。ですから、いろいろおっしゃるけれども、そのことが一つもいつていないのです。これは、厚生省がそういう点について手抜きがあつた、指導が十分でございませんでしたといふふうに言つてもらわぬと、これで済むわけにはいきませんよ。

○谷説明員 作業療法の性格からいいますと、そういうたような施設すべてが病棟の中になければならぬといふような解釈を私もはもちろんいたしております。先生が先ほどおっしゃつておられるように、病院の敷地内あるいは病院の中に全体としてそういうものがあれば十分であるといふ解釈をいたしております。したがって、そういうたような解釈について私も指導が不十分であつたといふことにつきましては、今後十分指導してまいりたいといふふうに考えております。

○河野(正)委員 そこで、それは全国的にそういう指導をしてもらわぬと、各府県が検討するわけですから、これは全国的にそういう見解を明らかにしてもらわなければいけません。

○河野(正)委員 都道府県ではこういう見解を持つていふのです。病院内にそういう施設を持たなければならぬといふのです。それから、先ほど申し上げましたように、なべかまから、すきくわから、それも置かなければならぬ、そういう解釈をしているところがあるのです。ところが、そう

でもないです。あなたがおっしゃつたような見解でやつておるところもある。ですから、先ほど申し上げましたように、少なくともこの運動療法の施設基準の承認に関する取り扱いでは厚生省の指導が行われていないといふことで、ぜひひとつ今後指導を全国的にやつてほしい、こう思ひます。

それからもう一つ、このことについては余り時間がございませんから、最後に申し上げますが、作業療法について療法を制限するといふ方針、これは厚生省でやつていふのです。例えば一週間に日曜、祭日休むことは、これは大體常識でしようが、そのほかにもできるだけ休みなさい、患者に無理です。こういう指導はやつていますか。

○谷説明員 先ほどの施設基準につきましては、解釈の運用の問題につきましては、全国にわたるような形で指導をいたしたいと思ひます。

それからもう一点、作業療法について制限をしているのではないかといふお話でございまして、現在の作業療法についての基準なり考え方といったしまして、そのようないふことは具体的に何も申ししておりません。ただ、これは現実問題としてそれぞれの現場の医療機関でどういふスケジュールを組んでやるかといふようなことだと思ひますので、私も、そういうたように今おっしゃつたような意味での制限といふものはしておりません。

○河野(正)委員 制限になつておるから言つておるのです。どう作業療法のプロプログラムをつくるかは、それは病院の責任です。ところが、相手が患者だから、これはもう御承知のように作業療法あるいは生活療法、そういうことにたえ得る患者です。ですから、それらも見込んでOTないし主治医が計画をつくるわけではしよう、それが多過ぎるとか、少ないとか、少ないといふのは厚生省は喜んでおる、多過ぎるといふような指導といふものをやつておられるんじゃないかといふやうな——支払基金がそういうことを言つておるのです。これは事情を調査してください。

○谷説明員 先ほど申しましたように、私もそういった具体的な中身に立ち入ったことについては何も指導といえますか通知も出しておりませんが、具体的にどのような形で審査が行われているかということについては調べさせていただきます。

○河野(正)委員 もう時間がなくなりましたので、途中はしりまして、これはやりたいたと思っておったところだけやらせていただきます。

それは、この労災法です。もとに戻って、中間ちよつと触れるつもりだったが、時間を食ひまして大変恐縮でした。私も、特に医者の出身ですが、はり、きゅうの労災、このはり、きゅうが打ち切られた、こういう状況が出てきておるわけです。ところが、はり、きゅうは慢性的な状態に対してやることであつて、ですから一般的に急性のときにはこれは主として医師がやるが、残りの部分をはり、きゅうで治療するというケースが多いわけです。ですから、長くなつたからもうこれで打ち切りだ、五千ないし六千人が打ち切られるという話もありますが、これは一体どういふものか。はり、きゅうというのは大体慢性的な状況の中でやるわけですから、古い患者が治療を受けるということになるわけですが、それが古くなつたら打ち切られる。これは一体どういふことかというように思うわけですが、その点についてひとつ御見解を承りたいと思います。

○小粥(義)政府委員 労災保険の療養費は、原則として、先生御承知のように健康保険に準じて取り扱っているわけでございます。お尋ねのはり、きゅうについては、健康保険の場合、はり、きゅう単独に行われる場合に限つて六カ月となつておりますが、労災保険の場合は労災医療の特殊性といったものを考えまして、これを期間をそれよりも長く九ないし十二カ月の期間を認める、こういう形で今やっているわけでございます。ただし、さらに一般医療とあわせ行ふ者は十二カ月まで、こういうことになっておるわけでございます。実は私も、この取り扱いをするに当たりま

して、はり、きゅうの専門家の意見もいろいろ伺つたわけでございます。御指摘のように慢性的なものに使われるケースが多いわけでございますが、通常の場合であれば、負傷または疾病の治療を目的とする場合は大体六カ月でその目的を達するものというふうな専門家の考え方としても示されたところがございます。

ただ、個々の人によつて差があるわけでございますが、したがつて、そうした個人差というものの対応できるように、労災の場合には健康保険と違ひまして九ないし十二カ月というところを考へておるわけでございます。それ以外に特別援護措置として、さらに必要とする場合にはそれ以外にさらに延長してやる事例もございまして、けれども、原則的な考え方は、今申し上げたように一応のものは通常であれば六カ月程度で目的が達するけれども、そうじゃない場合、個人差というものもあるもので、九ないし十二カ月の期間を認めるように労災では扱っているという状況でございます。

○河野(正)委員 今、月で区切つてお話があつたわけですが、健康保険の場合は医療とははり、きゅう、二者択一でどちらか一方しか認めないということですが、その辺が労災の健康保険と違ふところであつたわけですが、ある意味においてはいい面があつたと思うのです。そして、しかも慢性期ですから、急性期でやつたつてそう大して効果はないわけですから、その辺がやや一般の医療とはちよつと違ふところのようです。でございますが、それは局長にそこを厳しくお尋ねしても、失礼ですが、行政に明るくてもその方面についてはそう明るくもないわけでしょうから、ですから、はり、きゅうを打ち切る、専門家の意見も聞いたということですが、この専門家の意見というのは明らかにされぬわけですか。

○小粥(義)政府委員 はり、きゅうについてのこの取り扱いをする時点で五人の専門家の意見を聞いたというふうな承知いたしております。確かに、いろいろな問題が当時あつたようにも聞いているわけでございますが、こうした方々の御意

見等では、やはり先ほどお答えしましたように、九ないし十二カ月、したがつて一年あれば大体のものは目的達成できるではないか、それ以上はむしろ必ずしも治療の効果も期待できないのではないか、こういうふうな意見が大勢であつたというふうな承知いたしております。

○河野(正)委員 専門家に意見を聞くという場合に、その専門家はだれだれという、そういう専門家の委員の集め方にもやつぱり問題がありましようね。で、それから、できればその専門家がいろいろ意見を述べられたことを何も隠しておく必要はないですね。医学的なことですから隠しておく必要はない。正々堂々と意見を述べられていいわけですから。そういう意味では、やつぱりこの打ち切られたことに對する疑問があるという問題も出ておるわけですから、その専門家の会議で検討された中身について資料が何かございましたらいただきたいと思いますか。

○小粥(義)政府委員 専門家の意見をお聞きする際に、公表を前提としない形で専門家の意見をお聞きしていただきますので、具体的にどなたがどういふ形でお答えをするわけにはまいりませんが、必要な資料については後ほど先生の方に専門家の意見の要約といひますか、そうしたものにについてはお示しをしたいと思います。

○河野(正)委員 もう最後です。私がいたくのも結構ですけれども、専門家、学者の意見——学者というのは常に公表するところに学者の意見の意義があるわけですね。論文でもそうでしょう。広く論文を発表して世間に訴へる。学者の間でいろいろ討議していただいたということですから。だから、そこで専門家が話したことが公開できないということ自身が何か密室の会議みたいにおかしきやないですか。ですから、正々堂々ととにかく、きゅうはもう十二カ月以上はだめですよというならだめですよという根拠を明らかにして発表された方がいい。

味で、私は、私がいたくことも結構ですが、むしろやつぱりそういうものは正々堂々と御発表いただくことが望ましいんじゃないか。そうすれば、やつぱりそういうことで不満を持っている人もあるいは納得するやもしれませんね。ですから、私がいたくのも結構ですが、できればやつぱり公表してもらいたいと思ひます。しかし、もう時間ございませぬから、その点だけ一言答えていただいて、あとはもう……。

○小粥(義)政府委員 一般論としては、先生御指摘のようにそうしたものを公開していくのが好ましいと思つております。ただ、先生も御承知かと思ひますが、労災の問題につきましては、はり、きゅうに限らずいろいろな場合にいろいろな声があるわけございまして、したがつて、かえつてその公開したことでそれぞれの専門家の方にいるんな形の御迷惑をおかけするケースもあるものですから、そういう扱いをさせていただいてる点は御理解を賜りたいと思ひます。

○山崎委員長 多賀谷員様。

○多賀谷委員 労働基準法は昭和二十二年、同じく労働災害保険法も同じ時期に公布されたわけですから、今日まで調整がなされてないといふのはどういふわけですか。と申しますのは、基準法の場合は最初は給付が同じであつたわけですから、その後、労災保険法によつてあるいは年金化になつた、こういう状態の中に依然として放置をされておる。そして同じ負傷が起つた場合には、これは基準法でいくのか労災保険法でいくのか。しかし労災保険法も強制適用である。そうすると、一体この二つ、少なくとも災害補償について二つの条文があるというのも極めて奇妙な話であります。一体いつ調整をされるのか、なぜ今まで放置をされておつたのか、これをお聞かせ願ひたい。

○小粥(義)政府委員 先生御承知のように、労働基準法の災害補償の規定と労災保険法の関係は同時に施行されましたわけですが、三十五年の労災保険法の改正で基準法は従来打ち切り補償という

のがあったものを長期給付を労災保険に導入したところから基準法の災害補償の規定の中身と変わってまいったわけでございます。したがって、その両者の調整は一応の規定は置いてあるわけでございしますが、その規定自体もまた、その後の労災保険法の改正等に伴いまして調整規定もまた変わってまいったわけでございます。現在では、労災保険法で相当する給付がなされる場合には、従来は価額の限度という言葉もあつたわけでございしますが、現在は、労災保険法で相当する給付がなされた場合には基準法による災害補償の責めはなくなる、こういうように一応の調整はできているわけでございます。

○多賀谷委員 なぜこの災害補償について、強制適用ですからね、強制適用における労災補償保険法があるのに基準法の災害補償と調整ができなかったのか。具体的に言うと、一体範囲が違うのかどうか、範囲はどういう点が違うのか、これをお聞かせ願いたい。

○小粥義政府委員 二つの面があると思えます。

一つは、適用範囲の問題でございまして、労災保険法は一応全面適用の原則をとっておりますけれども、中に一部まだ適用がされていない部分があるわけでございます。具体的に申し上げますと、農林水産業の個人経営の五人未満の労働者を使用する事業というのはまだ任意適用事業になつていないわけでございます。必ずしも基準法が適用されるすべての事業について強制適用になつていない部分があるというのが一つでございます。

それからもう一つは、例えば休業三日以下の休業補償については基準法に規定がございしますが、労災保険法では四日以上についてこれを休業補償給付として行うことにしている部分があるのか、かつ現時点においても違つていないこと。さらに、例えば国鉄とかというようにいわゆる公共的な事業体については労災保険も適用になつておりませんし、別途の扱いを受けているというように面がありまして、いわゆる適用範囲の問題と給

付内容の二つの面で必ずしも同じにはなっていないところから完全な調整というものができていない。

したがって、一方で労災保険法がありながら、なおかつ漏れる部分については労働基準法の災害補償の規定が働いていく、こういうような二本立てになつていくわけでございます。

○多賀谷委員 二本立てというのが今の時期においてはそれだけ存在価値があるのか、いや、それはまだ準備ができていないという段階であるのか、これを労働省は一体どういうふうにお考えですか。

○小粥義政府委員 労災保険が実質的にはほとんどにわたつて強制適用の実態を持つようになつた今日の時点では、私どもの考え方としては、将来の方向としてはこれは当然一元化されてしかるべきだというふうにお考えしております。

しかしながら、先ほどお答えしたような幾つかの点がなお残されておりますので、これを直ちに今の時点というわけにはまいらないのですが、実は昨年十二月に労災保険審議会の建議が出されまして、その審議会の中でこの建議も、この基準法と労災保険法の関係についてなお詰めて議論する必要がありますのではないか、検討する必要があるのではないかと御議論もいろいろあつたわけでございします。

ただ、それにはなお相当時間かかるというところで、建議における当面とるべき措置の中には含まれないで、なお引き続き検討する事項として指摘をされたわけでございます。

私どもは引き続き検討すべき事項として指摘されましたこの基準法との関連の問題、さらにそれ以外の問題を含めまして、今後さらに引き続き審議会の中に検討の場を設けて検討を続けていく、こういうことにお考えしております。

○多賀谷委員 具体的にこの基準法と労災保険法にギャップがあるということについて今後問題が起るのですか。すなわち、今度はいわゆる基礎日額の算定が違ふのですから。一体こういうも

のをどういうように考えるのか。今までは同じであつたけれども、今からは違ふわけですね。ですから、ここに一つの大きな問題がある、私はこういうふうにお考えのわけです。

そこで、若干計数的なことを一つ聞きたいと思ふのですけれども、高額の給付を受けておる人は大体どのくらいいて、そしてその高額の給付を受けている人はどういう職種で、どういう場合にその障害を受けたのか、若干お示し願いたい。

○小粥義政府委員 年金受給者の中で高額の年金給付を受けておられる方の数ですが、ことしの二月現在で年金給付額が年間一千万を超える方の数を拾いますと三十人でございます。年齢はそれぞれいろいろな階層の方がおいでになります、一番高齢の方は八十七歳の方というのがありますが、

その職種でございますが、業種はいろいろにわたつておりました、建設業、あるいは交通運輸業、あるいは採石業、あるいは水力発電施設の隧道新設事業であるといったようなものもございしますが、どちらかといえば建設業あるいは運輸業ないしはマニング、そういったところの業種の方が比較的多いように感じております。

○多賀谷委員 建設業は主として突貫工事、例えばオリンピックを前にして突貫工事を行つておるというのが最高の額だと思ふのです。この方は最近亡くなつたわけですね。そういうことで、いろいろあるのですが、これだつてむしろスライドがかなり高いですね、七倍以上になつておる。そこで一千万円を超えたということで、こういうことを考えるとどういうように措置をしたらいいのか私どもも迷うのですけれども、しかし、基本賃金を変えようというのはまた一つ大きな問題があるんじゃないか、こういうふうに思ひます。

しかし、人たるに値する生活ということになると、最低はやはり引き上げていかなければならぬ。殊に弱年で、いわば見習いの時期に電柱から落ちたなどというのは幾らもある。それを永久に安い平均賃金のままで年金も低いというような方

は考えていかなければならぬと思うのです。しかし、わずかしかなない最高限度を抑えるということをしなくてもいいんじゃないか。わずかしかなないのですから、上を抑えるということをする必要があるのかと思ふのです。それを声を大にして、非常にアンバランスだ、高い人がおるといふことを盛んに宣伝することは要らないんじゃないか。

というのは、この審議をする姿勢で私が非常に遺憾に思ひますのは、経営者の方からこの基本問題懇談会に最初建議が出ています。それはこの「基本問題懇談会」において検討すべき事項、労災保険審議会使用者委員一同に次のように書いてあるでしょう。

我が国経済は本年に入つて容易ならぬ状況になり、輸出が二月以降対前月比でマイナスを続けておるのをはじめ、鉱工業生産、出荷の伸びも著しく鈍化し、製造業の稼働率は四月に八二%、六月には七七%に低下するなど、今後の成行きには深刻な不安を禁じ得ない。こうした情勢の下で事業主の保険料負担は現行料率のままでも極めて重いものとなつておる。

かかる現状に鑑み、労災保険制度の基本問題を審議するに当たつては、まず現在及び将来の保険財政について十分な検討を加え、その健全化を図ることが先決問題である。

とにかく日本経済はどうにも行き詰まつてしまつた、こういう前提でこの審議をしなければならぬという態度が出ておるのです。それに政府は乗つておるわけですよ。今貿易摩擦が大変だ、賃金の上げ方が低かつたと言つておる、審議会も言つておる中で、こういう建議を土台にして審議が行われているというのは情勢認識が狂つておるんじゃないか。

もう今内需拡大とか賃金を上げろという大合唱が周辺から応援で行われておるでしょう。ところが、古い情勢を踏まえて調整をするんだ、これ以上保険料を上げたら大変だ、こういうことが全体を通じて今度の答申にあらわれ、そうして法律化

されておる、これは非常に遺憾だと思ふのですね。以下今からお話をしますけれども、その基本姿勢がそもそも間違つておるんじゃないか、こういうふうに思ふのですが、どうですか。

○小粥(義)政府委員 御指摘の建議が使用者側委員の方から出されたことは事実でございますけれども、これは必ずしも使用者側委員のその建議だけでなく、この労災保険審議会の中での基本問題懇談会の検討が左右されてきたというもののじゃございません。

検討の経過を申し上げますと、労、使、公益、さらに行政各側からいゝるな労災保険制度の運営に関する問題をすべて提起して、その中で問題点を整理しつつ最終的には昨年十二月に公労使三者一致で建議をいただいたわけでございます。もちろん使用者側委員としてそうした考え方が基本にあることは私に否定をしませんけれども、そのことだけでもこの審議会全体の検討がゆがんだということではないというふうに私は考えております。

○多賀谷委員 そういふ意見の中で出発したということは非常に不幸である、こういうふうに見えるわけですか。

さて、先ほどから私が問題提起をしております労災保険法とこの基準法との格差の問題ですね。御存じのように、基準法の場合は休業補償は三年でしよう。労災保険法は一年半から年金支給になるわけでしょう。そうすると、年金支給の開始になりますと、今度の新しい基準が施行されるといふことになると、基準法の方は前の基礎日額でいふ、こういうふうになつておるわけですか。そうすると、一年半を過ぎた後の一年半は基準法の方が上回るわけですね、そういうことになるわけですよ。これはどういふことになるのですか。受給者本人は年金に切りかわつたその一年半分の休業補償の請求権がありますかどうか、これはどうですか。

○小粥(義)政府委員 今回の改正案によりまして傷病補償年金の給付基礎日額に最高限度額が設定

されることになりますと、確かに御指摘のように、一年半を超えて三年に至るまでの間、基準法は平均賃金は従来のままであるのに、傷病補償年金の方の給付基礎日額は少なくなる、それよりも下回るということは形として、事実として出てまいるわけでございます。その場合に、じゃ労災給付を受けながらなおかつ基準法での災害補償の請求ができるかということでございますが、一応現在基準法と労災保険の調整規定があるわけでございます。それでは、相当する給付がなされた場合には云々、先ほどお答えしたように、その場合は基準法に基づく災害補償は行わなくてよいという形になるわけでございます。今回の改正、確かにある部分、基準法よりも薄くなる部分が出ることは、これは否定できないわけでございますけれども、全体として見た場合に、見合う、相当する給付として、休業補償ないしそれに続く傷病補償給付というものは基準法で言うところの休業補償給付、それに見合うものというふうに見えております。

○多賀谷委員 そうすると、調整規定によつて基準法に基づく基礎日額の一年半分の差額はもらえないということですか。

○小粥(義)政府委員 結論としては、そういうことになると思ひます。

○多賀谷委員 しかし、おかしいでしょう、常識に反しますよ。そういう解釈をどうも私は理解できない。これは論議したのですか、気がつかないのか。

○小粥(義)政府委員 これはいろいろ論議をしたわけでございますが、いわゆる打ち切り補償から長期給付、さらには年金に移した過程を経まして現在に至つておるわけでありま。

その中で、いわゆる年金化することによつて期間の利益といふものが長期にわたつて給付が行われる利益と、それから、それぞれの時点における給付の額といふものと、それと総体として見合う給付と見るのか見ないのか、こういうことが考えられるわけでございますが、したがつて労災保険

法の給付が常に基準法の災害補償の内容よりもあらゆる場合において厚くなければならないかという、必ずしも従来の労災保険の制度としてもそうはなつてない部分があるわけでございます。それは最高裁でもいろいろな判例が出ておりますけれども、結局それぞれの労災保険あるいは基準法の災害補償、二つの制度があるわけでございます。法理としては事業主の補償責任という共通の法理に基づいてつくられた制度でございますけれども、それぞれの制度における独自性というものがまたその後生まれてきているわけでございます。そういう観点で個別の給付について価額の限度といふことを必ずしも要件としないで調整が行われるように現行の規定がなつておるわけでございますから、その辺のところから見ますと、先生はむしろ個別給付ごとに常に対価関係を見るべきだといふ御意見かと存じますが、私どもとしては、期間と給付の厚さといふものを総体として考へて、それぞれの給付についてはむしろ法律レベルにおいて全体として見合うものというふうな判断をしておるわけでございますから、その考え方に倣つたわけでございます。

○多賀谷委員 私は権利関係といふのは平均行政ではないかといふことをかねがね言つておるのです。雇用保険の方は殊に私も主張した。年齢一本であつた方は三十日とか六十日とか切られるけれども、栄養士なんかを希望する人は、若くてもなかなか就職ありませんよといふ話をしたわけですね。それは大分前の話で、その後十年ほどたつて改正になつてまたもとへ返つたんですけれども、そういう平均行政といふのは、そういう点で個人の権利といふものをそう簡単に剝奪することはできないと思ふのです。

そこで、今度の場合だつて三年以内で亡くなつたらこの人は損ですよ。ですから、そういう場合には必ず選択というのが制度としては出てくるのです。それを調整するには、高い方を三年なら三年とすると選択制度といふのができておるわけですよ。今度あなたの方の共済だつてそうでは

う。国家公務員の共済だつて国鉄を除いたら高い方を選択せよという制度が残るのです、制度としては。ですから、今度の場合でもそういう基準法が上回つておるならばその間はやはり選択をする、こういう余地を残して法律は改正しなければ、わずか一年半の話ですから。一年半後はもう下がつた、法律が通過をいたしますと最高限度額によつてある程度ダウンしたのがもたらえるのです。三年といふのはやはり今までの既得権を認めよう、そうしてそれは選択制にするということが必要じゃないのですかね。率直に言つて、そういう配慮が政策にない、こういうふうにお思ふのですが、どうですか。

○小粥(義)政府委員 確かに、最高限度額の設定によつて給付基礎日額が減額されることになる方について御指摘のような問題はあらうかと思ひますが、一方で最低限度額を引き上げる部分もあるわけでございますから、保険制度全体として見た場合、個人個人について確かに御指摘のような問題がございまして、全体の制度として見た場合、むしろ他方で最低限度額を引き上げるといふこととあわせ考えますと、こうした改正案で対応してもしかるべきではないかというふうな考え方に立つたわけでございます。その点は御理解を賜りたいと思ひます。

○多賀谷委員 制度をつくる場合、殊に経過措置の場合はもう少し配慮が必要ではないのですか。最初の一年半は基準法によるのでしよう、それから後の三年までの間は基準法の方が高い、それで労災保険法にいくと安い、低くなるというのですから、そのくらい人数からいつてもわずかで済む、一年半ぐらいの考慮といふのはやはりすべきですよ。そういう配慮がない。そこが官僚的とか画一的とか言われる。殊に労災の被害者ですからね。これはひとつ大臣、政治的な立場であつたはどう思われますか。

○林国務大臣 この問題につきましては、法改正というものにつながらるものでございますから、現状においては今局長が御答弁申し上げたようなこ

とになろうかと思ひます。

○多賀谷委員 僕は政治家としての國務大臣の意見を聞いたわけですが、これはまあ各党においてひとつ御配慮を願ひたい。こういう問題は人数からいっても財源からいってもくわらずかですから、そのぐらゐの配慮をしてもいいのではないのか、こういうふうに思ひます。

では次に、同じくやはり基準法との関係もあるのですが、監獄等に収容をされた場合に休業補償給付を支給するという改正が今度なされた。破産で刑事責任を問われるという場合は私はやむを得ないと思ひますが、業務上過失傷害とかいろいろあるのですよ、交通事故とかね。あるいは炭鉱でいえば、職員が保安事故であるとか、随分これはあるのです。そういう場合にも、もう休業補償一切やらぬ、こういうのも、これも配慮が非常に足りない、私はこういうふうに思ひます。

ですから、逆に、この人だつて災害を受けておるのですよ。災害を受けなければ労災の対象にならぬわけですよ。本人も受けておるのです。ほかの人もけがをさせたりあるいは亡くなつた方もあるという、こういう事例は随分多いのです。交通事故故なんかは、トラックの運転手も自分でけがをしておる。しかし事情を聴取するために長く引つ張られておるというはあります。そういう場合もそれは支給だという、私はこれは問題ではないかと思ひます。

今までの解釈例規によりますと、昭和二十三年七月十三日の基収第二三六九号、「業務上の事由によつて災害を被つた労働者が、監獄、留置所又は労務場に拘禁又は留置された場合でも、災害補償は原則として行ふべきである。」というふうな書いてあるでしょう。「但し、療養中拘禁、留置または入院せしめられた場合に於いては、その療養は國家がこれをなすべきものであるから使用者においてこれをなすべき必要はないが、休業補償は尙も負傷疾病が労働することができない程度のものであるときは、使用者において休業補償を行ふべ

きものであつて、補償を受くべき労働者が右の施設にあると否とは何ら影響を及ぼすものではない。あなたの方も言つておる。まあ、これとはちよつと違ひますけれども、最高裁の判例も出ておる。でありますから、私はこれも同じだと思ひます。これは破産の刑事事件というふうなのではないのですよ。ですから、本人が労災補償の給付を受ける資格があるのですから、相手も業務上過失致死とか何かで傷つておる、しかし自分も、言うならば留置はされておるけれども災害補償の対象になつておるといふ事件ですよ、この事件は、これについて一切やらないのだ。

この通達は、一体基準法の通達ですか、労災保険法の通達ですか。

○小粥(義)政府委員 先生今お尋ねの昭和二十三年の通達は、基準法についての通達でございます。

○多賀谷委員 これは今現在生きておるわけでしょう。現時点においてはこの通達は生きておるわけでしょう。

○小粥(義)政府委員 そうでございます。

○多賀谷委員 ですから私は、労災保険法と基準法が乖離されておるといふ問題が起こるので、労災保険がもらえるなら、本人は使用者に基準法の申請をする、あなたの方は調整規定があるからだめですよ、こつこつやるけれども、それも大変矛盾した話でしょう。基準法の方をそのままにしておいて労災保険法で行う、そしてそれは調整規定がある。本人からいへばこれは大変ですよ。全然その間生活できないじゃないですか。こういう問題があるのですよ。どうして生活保障しますか。

○小粥(義)政府委員 今回、収監中の人に對する休業補償を支給しないという形に法律を改めたいと考へました趣旨は、先ほど御指摘のあつたような解釈例規が出てゐるわけでございますけれども、一方ではほかの諸制度、社会保険あるいは船員保険の労災保険部分といったようなものにおきましては、いづれもそうした収監されている場合に

保険給付をとめる形に制度がつくられております。実は基準法と労災保険だけがその辺の規定が必ずしも明確にされてない、こういう状況にあつたわけでございます。

したがつて、二十三年当時、あの照会のあつた事案についてはそういう解釈通達を出したわけでございますけれども、最近のそうした他の諸制度との関連等も考へまして、今回新しくそうしたものを労災保険制度に導入をしたいというふうに考へたわけでございますが、お尋ねの基準法との関係は、當然、基準法も法律レベルで同じような扱いを書くことが一つの考え方かもしれません。しかし、船員保険の労災保険の場合、既にそうした収監中の場合の休業補償は行わないことになつてゐるわけでございますので、一方で船員法におきましますいわゆる基準法に相当する部分の規定ではその部分は触れないで行われております。したがつて、今回私も労災保険法でこの収監中の休業補償給付の取り扱いをこういう形にしたということ、改正が施行されます時点では、労働基準法の同じ部分についても、これは災害補償の細目は命令に委任されておる部分でございます。その中で同じような取り扱いを考へていきたいというふう

に思つておるわけでございます。

○多賀谷委員 大体船員法を知らないんですよ。船員法は総合的社会保険制度ですよ。ですから、ベースが、労災というベースよりも、あれはやはり社会保険のベースなんです。船員法というのは、ですから所管は厚生省でしょう。大体ベースが統一法ですから、統一法のベースは社会保険的なベースでやる。それは船員法が、御存じのよう

に日本では最も早く社会保険として出発したわけですね。あれは統一法ですよ。ですから、私はそういう意味においては、船員法があるからというのをこれを見習うなんて、物の考え方が間違つておる、こういうふうに思ひます。

それから、いわゆる厚生年金のような場合と違ふのですよ。これは例えば業務上の過失致死で、それで自分もその災害をこうむつたというふうな

事案を私は話をしているのですよ。どうも配慮が足らぬということはどういうことですよ。収監をされて、何か破産で何かで監獄に入つていてという物の考え方をすれば、監獄にそういう人が入つていて、どうしてその人が災害補償の適用を受けるような人がおりますか。それは少ないです。それは本人が罹災者であるという、それから相手も過失傷害とかで、事故でけがをしたという場合がほとんど多いのですよ、労災の場合は、ですから、何か厚生年金の場合にありますというふうな事案と違ふのですよ。

ですから、私はここに、ただしこういうものと。しかし、労災で罹災者の場合は主としてそうでしょう。私が言う事例が多いでしょう。ですから、私はそれもまた配慮が足らぬと思ひます。

○小粥(義)政府委員 確かに、こうした問題を今回改正案に盛り込むことにした一番大きな理由といひますか、考えられるケースというのは、いわゆる破産で入つてゐる人になぜ補償しなければいけないのか、こういうような問題が実はあつたわけでございます。

ただ御指摘のように、みづから業務上の災害にかかりながらなおかつ収監をされるケースがないとはいへないわけでございます。果たしてその場合まで休業補償しないことにするのかどうか、実はこれはいろいろ議論があつたところでございましてけれども、その場合に労災保険では、収監されるところに本人に故意または重大な過失があるというところに恐らくなるだろうと思ひますが、そういう形で業務上の災害に遭つた場合、実はこれは支給制限になつてしまつてございまして、したがつて、そういう場合は実はもとと給付がなされないケースがほとんどじゃないか。ただ、そうじゃないケースもあり得るかもしれないというふうな考へまして、そこで健康保険等とは少々法律の規定が違つておりました、特に労働省令で定めるものに限定してやることにいたしました。今後、その省令の決め方の中でそうした点をどういうふう

討したいと思っております。

○多賀谷委員 一般の社会保険における休業補償的なものと、本人が罹災者であるという場合、そういう場合はやはり何らかの考慮すべきである。ですから、最初の法律を一貫して読むと、残念ながら、今までの問題点、例えば若年の場合、けがをした人を引き上げるとか、そういうものを除くとも財政的な面からアンバランスになっているという点を盛んに強調されてそれを行われておるんじゃないかという点に視点が置かれて、どうも配慮が足りないんじゃないかという点、これも私は配慮が足らぬという一つの例として申し上げたい。

続いて、私は同じことを質問したいと思う。

それは一部労働の場合の休業補償給付は給付基礎日額と当該労働に対して支払われる賃金との差額の百分の六十に該当するが、要するに一部労働しておる、だからそれだけ収入がある、その分は引くんだ、こうなっているのじゃないか。今までこれは引いたことではないのですね。ここはちょっとアンバランスになっておるのではないかといいけれども、この一部労働をしてそして休業補償をもらっている人というのは大部分後遺症ですよ。そして会社に忠誠心があるから無理に来ているという場合もある。そして後遺症でリハビリに行ったり、いろいろしているという例が多いのですよ。この規定は非常に真の職場復帰を促す規定なんですよ、精神的に言うよ。

それをまたしやくし定規に、一部労働をしていから収入があつたんだから、残りの分の百分の六十にするという、これも重箱の隅を掘るようなことが行われておるが、これが一番活用されておるのは、職場復帰を早くして正常な体に治すために一部労働をしながら、そして体をならしながら職場に行く、しかしまだリハビリやその他行かなければならぬから休む、こういう場合が多いのですよ。この効果を認めないのですか、あなたの方

は。

○小粥(義)政府委員 リハビリなり後遺症を持つ

ている過程において一部働きのながら社会復帰の努力をする、こういうケースはもちろん多々あるわけでございます。

ただ今回そうした一部給与の場合の休業補償の取り扱いを変えたいというふうにしたのは、例えばの例で申し上げますと、半日休業して半日働く場合、半日の就労に対しては当然賃金が出るわけでございますが、一方、現在の休業補償は一日単位でやっておりますから、そうしますと、一日の六割と半日分の就労を合わせますと、実は一日九割働いている人よりも高い額になってしまふ、こういうような点が不合理な面として指摘をされたわけでございます。

その点を是正しようということで、他にそのために給付の節減だとか、あるいはそれで財政をどうこうするとか、そういうような意図を持ってやっているものではないと、あくまでその点を割合としては多くなるケースが出る、そうした点を改善したいというだけでございます。

○多賀谷委員 これは罹災者ですよ。そして恐らくその職場における罹災者ですね。そういう観点から物をとらえないで、どうもアンバランスではないか、こういう観点から物をとらえるというのは間違ひ。それは日本の慣行と言いつつ、あなた日本の労働慣行を知らぬですよ。半日出て帰るといふのは本人からしても容易でないのですよ、気持ち。やはり一日中働きたいんですよ。私は先に失礼しますよ。あるいはまた半日しか出られないという人、本来ならば休まなければならぬ人が半日でも出て会社に貢献をしたいという気持ちでしよう。

そういう何か犯人のような物の考え方をしているんだな、全体に。基本的には労働災害の罹災者であるという観点で今度の改正は全部抜けているのですよ。これは非常におかしいことじゃないですか。

○小粥(義)政府委員 もちろんその災害に遭われ

た御本人の問題でございますから、社会復帰のために必要なものは当然対応を考えていかなければならないわけでございます。その点は、別途労働福祉事業でいろいろな形の仕組みを持っているわけでございます。

今回のこの一部休業の場合の取り扱い、先ほど申し上げたような趣旨で改正案に織り込んだものでございます。この場合も、先ほど一日分の六割と半日分の賃金で云々と申し上げましたが、休業補償については、御承知のように労働福祉事業でさらに二割特別支給金が出るわけでございまして。したがって、それらを考え合わせますと、余りにも通常働く場合よりも差が出るのはいかがかというところも一方から見議論としてあるわけでございます。そこで今回、休業した時間に対応する六割、こういうことになるわけでございまして、その場合、もちろん福祉事業での二割の特別支給金が出るわけでございまして。そうしますと、一日分の収入として見た場合、それではなかなか生活できないといったことではなくて、今申し上げた通常働いている人との均衡の問題であるというふうに御理解を願えるかと存ずる次第でございます。

○多賀谷委員 そのことは、そういう声は職場から出たのですか。あなたの方で頭の中で考えたのでしょうか。職場からあの人一日分もらつておるからけしからぬなんという意見じゃないですよ。役人が頭の中で、いや、これは算術計算すれば矛盾なんぞで、そんな非難なんて職場には起こってないですよ。私は、どうもどこか直さなければならぬからどこを直すかという、全部算術計算でやっておる、そういう考え方が先行しているんじゃないか、こういうふうに思います。これも問題点だ、かように思っています。

そこでその次、例の通勤災害ですね。これは私も大変思いのある法律ですけども、昭和四十八年に、当時の石井労働管理課長という方の議論をしまして、一問一答をやつて、その前には文書を書いて、とにかく初めてのケースですから、フ

ランスなんかは早くからやつておりますからいろいろ事例があるわけですが、日本には全然事例がないので逸脱とか中断とか通常の経路とかいろいろやりまして、そして文書で書いたのを基準局長から答弁願つて、それが通達になったという大変思い出があるのです。

ところが、大分時代が変わつておりまして、そして各国の立法も事例もかなりできた。ただ、外国の場合と日本の労働慣習が違うのです。これは見なければいけません。外国の場合は家庭というものを非常に重要視する、そしてある仕事をしておつても時間が来るとばつとやめて自分の家にさつと帰る。ところが日本はそうでないでしょう。残つたものを残業手当がつかなくてもやる。そして帰りがけに友だちと一杯飲むという、こういう慣習なんですよ。そういう慣習と外国の時間に時間が終わつたらばつと仕事をやめてすぐ家庭へ帰るといふ場合と非常に違うのです。ですから、あなたの方は日本の労働慣行と言いつつながら、我々が振り返つて反省をしなければならぬのは、とにかく最初は外国の事例しか我々の頭になく、けですから、外国の事例を一生懸命見ながら通達を出した、しかし、かなり時代が変わつておるといふことですよ。それで一、二、私は質問をしてみたいと思います。

そこで、まず今までずっとおやりになつたのですけれども、逸脱及び中断の認定事例を少し申し上げたい。

帰宅途中で食事をとり、再び通常の通勤経路に復した場合の災害、これは認めていませんね。すなわち、この人は妻帯者で、妻帯者が理由になるかどうかかわかりませんが、妻帯者が通勤の途中で食事をとる行為は「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行なうための最少限度のもの」、それからもう一つは、「ささいな行為」ですね、これが二つ、通達で要件になってますね。ところが、これには該当しない、こういうことで、要するに通勤途上の災害としては認定されなかつたわけですね。

それから、コーヒーを飲むというのがありますね。喫茶店に立ち寄って過ごした行為は通常、通勤の途中で行うような「ささいな行為」にも該当しないし、「日用品の購入その他」云々の最少限度のものとも認められないので、中断後の災害に該当するということでも認められない、こういうことになっておりますね。

これは日本的と言えるかどうか。これは日本的でしょうね、会議を終わって慰労会というので料理店に行つて、それで帰宅中の災害。これも認められない。しかし、これなんかはあるのですよね、実際は。そして慰労会というのは自分だけ出ないと悪いような、これは義務ではないけれども、上司も出るし、断るわけにもいかないというのが日本人的な慣行ですね。しかし、認めていない、こういうことです。ところが、理髪店に寄るといふのは認めてくれておるのですね。

それからいろいろあるのですが、通達では「ささいな行為」の中に通勤途上でのが漏れたといつて駅構内でジュースの立ち飲みをするとか、たばこ、雑誌を買うとか、また大道で手相を見てもらうとか、これはささいな行為であるからよろしい。ところが、ジュースだけではなくて駅構内のビールはいいのですね。そういうふうになっていきますね。ピヤホールはいかぬわけですね。しかし、駅構内のビールはいいということになってしまつて、これは今度の条文で少し法律が変えられてましよう、あれは意義があるのですか。この一当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる」という言葉を「日常生活上必要な行為であつて労働省令で定めるもの」云々とありますが、これは今度の改正でかなり幅を広げられるのかどうか。どうですか。

○小粥(義)政府委員 今回の通勤災害の改正部分は、御指摘のように従来の通勤災害の特に逸脱、中断の取り扱いが余りにも厳格過ぎるんではないかという御意見等もございまして、そこで逸脱、中断を認める範囲を広げようということで今回の改正をお願いをしているわけでございます。

具体的に省令で何を定めるかは今後の問題でございますが、現在までのところで考えておりますのは、いわゆる定時制高校へ通うとかあるいは訓練校へ通うとか、あるいは病院の場合も特に時間のかかる腎臓透析といったことを定期的にやらなければならぬ方もおられるわけでございますけれども、そうしたような方もやはり日用品の購入とかそうしたものに限定しないで認めるべきではないかといった御議論が審議会の中でもございまして、そうした行為を具体的に省令で定めることによつてその範囲を広げたい、こういうふうを考えております。

○多賀谷委員 新宿のバス放火事件に伴う労災認定をしていただいて大変我々喜んでおるわけですが、これはちよつと後から言います。

ついでに、通勤途上の問題で単身赴任者の往復というのはどうなんでしょう。

○小粥(義)政府委員 実はその問題も審議会の中で労、使、公益、各側それぞれいろんな議論が交わされたわけでございます。結論としては、現状でこれを通勤途上災害と見るとは難しいということと今後の検討に譲つてございます。

その趣旨は、現在、例えば東京に通う方が住所が小田原あたりで遠くて、毎日通う場合に前の日が遅くなった場合なかなか困るといったことで、都内に別に一つ一つの居を構えて、言うなら二つ持つて通勤するといった場合に、例えば小田原の方の住宅に毎週帰つてそこから出勤したような場合、これは通勤途上として認めたケースがございします。

しかし、東京と大阪のようなそう頻繁に往復できないような場合に、これを通勤と見るのかどうかというのが実は審議会内部でもいろいろ議論がございました。結論としては、例えば単身赴任者をどういうふうな定義でとらまえたらいのか、さらに通勤と理解するためにはどのくらいの頻度で家族のところと往復するものをとらえるべきなのか、その頻度の問題とか、つまり、そういった通勤と見るべき家族の住んでいるところとの往復

の範囲のとらえ方、これは非常に技術的に特定しにくいのがじゃないかといった問題がございまして、したがつて今の時点でそこまで直ちに通勤災害として扱うことは難しい、今後引き続きさらに検討を進めていこう、こういうことになっていくわけでございます。

○多賀谷委員 労働省の方で労災保険審議会の労使の方々と諸外国の例を調査をされてその報告書をお読みいただいております。労働者災害補償保険審議会委員海外視察報告書、これを見ますと、フランスは単身赴任者を認めていますね。

ですから、日本の場合はこれだけ社会問題になつておるのですから、認める方向で検討してもらいたいと思ひます。

そこで、金子先生もかつてやられたのですか、新宿バス放火事件に基づいて秋葉静枝さん、横尾智恵子さんの事件について労働省は通勤途上災害として認められたということについて我々も敬意を表する次第です。

これを見ますと、我々大変参考になるのですけれども、一つは秋葉さんの事件ですね。赤坂の会社から退社したのが六時三分。新宿で長男と待ち合せて近くで靴を買つた。夕食の準備のために買い物をした。それから次男と夕食をしているのです。自分はバスで帰宅しようといふので九時八分に乗つて、九時八分に悲劇が起こつた。その間三時間五分かかっています。ですから、私はこれを認めたのは非常にいいというのは、今までと違つて夕食をしているのですね。それから日用品ではない靴を買つているのです。これはなかなかの英断だと思うのです。ぜひひとつ今後もうこういうに取り扱つてもらいたい。

それから横尾さんの場合は、派遣先のデパートに勤めておつたのですけれども、喫茶店で五十分くらいデパートの人々と在庫やその他の話をした後、新宿へ向かい事件に遭つた、こういうことです。これは喫茶店に行つた、しかし理屈をつけて、喫茶店では業務の打ち合わせをしたとかいろいろ書いてあるのです。

こういうふうに見ますと、労災の通勤途上も、おつじやるようにもうかなり拡大をする時期に来ておるのじゃないかと考えるのですが、どういうふうにお考えであるか。

それから、聞くところによりますと、この事案は認定事例の中に載つていないというのですが、これは載せるのでしょうか。あなたもこれは特殊だから認定事例に載せない、こう言うのですか。これは今後の参考のために載せるのでしょうか。

(委員長退席、浜田(卓)委員長代理着席)

○小粥(義)政府委員 通勤災害の特に逸脱、中断の具体的なケースの取り扱いには、先ほど来先生いろいろ御指摘になりましたように、実はいろいろなケースがございまして。したがつて、これはたしか四十八年からですか、制度ができてから既にある程度の年月を経過しているわけでございますが、そうした事例集を私もケース別に整理をしまして、これを全国の各基準局あるいは監督署に徹底も図つてまいっているわけでございます。

ただ、先生のお持ちの事例集の中には先ほどの新宿のバスの件は載つておりませんけれども、そうしたケースについては、当然、判断に困る場合は各監督署あるいは局から本省あて相談もあり、稟向があつてその上で判定を下す、こういうようなこともやつて、なるだけ全国統一に行われるような体制をとつておりますけれども、中には必ずしもそうじゃないケースがあつて、若干ちぐはぐと指摘をされる部分もあることは率直に言つて認めざるを得ないわけでございますが、私どもそうした事例も今相当積み重ねられてきておりますので、そういう中でさらにこうした認定事例のあり方についても考えていきたいと思つております。

○多賀谷委員 それでは、今の新宿の事案というのはこの事例集に載せられるわけですね。

○小粥(義)政府委員 事例集に載せますのは、地方から本省へ稟向があつた事案について載せているわけでございますが、新宿の件は実は稟向がな

くて処理をしたケースでございますので、その意味で事例集に載せるに至らなかったということだそうでございます。

○多賀谷委員 そんなことないでしょう。これだけ大きな問題になったんだから、本省と十分協議をしてやっただけでしょう。やはり載せるべきですよ。そして、拡大をしないんじやないですか。私はまだ若干ほかのことも言いたいのですが、もう時間がありませんから……。

今後増大を懸念される労働災害を見ますと、まず産業用ロボットによる労働災害、それから後から申し上げますがVDT労働による職業病及び労働災害、半導体産業による労災、職業病の問題、それから今から高齢者の就労に伴う高齢労働者の災害の増大の懸念があるのです。これも考えなければならぬ。それから急性死、過労死、脳卒中とか心筋梗塞の問題、それからテクノストレスの問題、主として精神衛生、心の問題、これは心因性の問題について判定をしていただいたものですが、これは敬意を表しながら後から質問したいと思います。それから雇用機会均等法施行による女子の労働災害の問題、それから労働者派遣事業法の施行に伴ってその教育訓練その他の問題と関連をしての労働災害、それから原子力発電と労災問題、こういう幾多の問題があるのですけれども、その中で私は心因性精神障害と労災認定の問題に触れさせていただきます。

これはかなり有名な事件ですが、うつ病を労災認定をした。この事件はよく御存じですから役所に説明をする必要はないのでございますが、これは珍しい事件ですから紹介をしておきたいと思いますが、残念ながら時間がありませんから紹介は省きます。

これは私は率直に言いますと、従来の行政解釈よりも範囲を広げたなという感じを持つのです。ところが、労働省の方はなかなかそうはおっしゃらないで、これは補償課長がわざわざ記者会見をしているのです。まず精神障害の疾病について業務に起因することが明らかであると判断した、

それから労災認定の考え方は今までとは変わったとられては困るんだ——ちよつとこれが問題だと思ふのです。今までは違つていないんだ。しかし、やはり違つていないんじやないかな、業務執行とか業務認定というのは少し変わつてきておるのじやないか、喜ばしい方に変つてきておるのじやないか。そして、この方は精神障害になりやすい特性として責任感が強い、気が小さい、深癪などがあるが、本人はそれが通常の範囲内であつた、異常ではないということですね。その他いろいろあるわけですが、これは将来の大きな問題でありますからぜひ触れていきたいと思います。言うならば新しい、極めて実情に即した認定ではなかつたかというように私も思います。

というのは、今から過労状態あるいは仕事の悩みというものがやはり精神的に障害を生ずるストレスというものをどういうふうにか考へるのか、これは大きな問題だと思ふのですが、これについて御意見を承りたい。

○小粥(義政府委員) 最近新しい技術革新の進展などに伴ひまして労働密度が非常に高くなつていゝる、また緊張感が極めて高まる、こういうたようなことからそれが精神的にストレスとしてたまり、このストレスが高じると一つの障害にまた転化していくというおそれも多分にあると思ひます。そういう観点で、例えば従来自損行為は労災の認定では対象外、こういうふうにしていたわけでございますけれども、そうした職場でのいわゆる精神的緊張の高まりがうつ病的なものを生み出し、また、うつ病についてのいろいろな医学的な知見が累積される中で、うつ病にかつた場合に自損行為に走るというののも一つの因果関係が認められるというふうなことから先ほど御指摘になつたようなケースについての業務上の認定をしたわけでございます。

これが、いわゆる自損行為はすべて今後セーフだよということではないので、その意味で補償課長が御指摘になつたようなことも申し上げたかと思ふのです。ただ、これは個別のケースについて

判断して業務起因性なりが認められれば、当然業務上の認定をすべきものと私も考へております。個別のケースについてそうした業務遂行性ないしは業務起因性というものを的確に判断するよう今後とも努めていきたいと思つております。

ざいしましたが、それ以前に実はアメリカで関連があるのじやないかという事例の発表が行われたこともございます。ただそのアメリカのケースについては、その後アメリカの労働安全衛生研究所なり産婦人科学会あるいは昨年M.E.に関する国際シンポジウムを開いたのですが、そこで各国から来た学者の中で必ずしも異常妊娠とVDT作業との因果関係というのは認められないという意見がございまして、現在までのところ、各国のそうした医学的知見を私もいろいろと集めていゝるわけでございますが、現状においてはVDT作業と妊娠、出産異常の間に因果関係ありと認められる医学的知見というものはまだ確立されてない、こういうふうにも私も現段階では考へていゝるわけでございます。

○多賀谷委員 医学的にはまだ十分確立されてないということですが、これはひとつ研究をお願いしたい、こういうふうに思ひます。

そこで、時間もございませぬが、最後にけい肺あるいは脊損でも同じですが、具体的に言ひますと、けい肺で長い間病院にいた——飯塚の病院であります。昔は炭鉱病院でありまして、その炭鉱に勤めておつた人がけい肺になつた。そうして二十四年間もけい肺の状態が続き、かつて炭鉱経営の病院であつた病院に入院してゐた。そうして最後に消化管出血ということで、これはけい肺との相当因果関係はないということになつた。ところが、もう死期が近づいてゐるその人がなせ今日まで衰弱をしてそういういろいろな症状が出ておるのか。私はこういう点を見ますと、結局やはりけい肺が起因して衰弱をしてゐる。そこで、この罹災者の食道及び胃腸等の消化器の内壁及び血管等が潰瘍の炎症をなしてゐる。それが障害を発生し消化管出血をもたらした。やはりけい肺で薬物を非常に使つてゐるいは副作用が起つたのじやないか。この人は結核も併発してゐますが、そういう配慮をしてやらないと、奥さんの方は労災保険、要するに遺族年金をもらえないという状態です。

○小粥(義政府委員) VDT作業と異常妊娠との関係でございますが、先ほど先生から御紹介もございまして、

○多賀谷委員 医学的にはまだ十分確立されてないというところですが、これはひとつ研究をお願いしたい、こういうふうに思ひます。

それから、出血多量とか、逆子の異常胎位も一般の人よりも多い傾向にある。それから、出生児の健康状態を見ると、体重二・五キロ未満の低体重児が生まれた割合が約倍であるということ、それから生後二十八日、四週間以内に死亡したケースがこの事例では三・四％ある。一般はゼロである。それから仮死状態で出産をした者が一般は八・三％に対して一四・三％ある、こういうふうになり異常が認められるデータが出ておるわけである。

○小粥(義政府委員) VDT作業と異常妊娠との関係でございますが、先ほど先生から御紹介もございまして、

これらについてどういう研究をされておるか、あるいは現実に例えば一時間働かせたら従来十分ないし十五分休憩するとかいろいろあります。殊に妊娠中の者についてはどういう配慮がされておるか、これらをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小粥(義政府委員) VDT作業と異常妊娠との関係でございますが、先ほど先生から御紹介もございまして、

○小粥(義政府委員) VDT作業と異常妊娠との関係でございますが、先ほど先生から御紹介もございまして、

○小粥(義政府委員) VDT作業と異常妊娠との関係でございますが、先ほど先生から御紹介もございまして、

ですから、いろいろ例がありますけれども、本来これなんかは、炭鉱で災害を受けて炭鉱病院にいてそういう状態です。お医者さんは全くそれと無関係な大学から来たばかりのお医者さんが診断をした。こういう場合もあるので十分検討してもらいたい。これは再審査請求になっておりますから、ひとつお願いをしたい。

それから、例の労災以外のけい肺及び外傷性青腫の場合に、昭和三十五年三月三十一日において打ち切り補償が年金にかわった時点以前に打ち切り補償をもらったために年金の請求ができなかったという、この点も、お医者さんが皆介在をして、いや注意いたしましたというようなことで異議申請をしなかったという事例が多いのですけれども、三万六千五百円、御存じのように療養のほかに手当が来ております。それから介護料も来ておりますが、問題は、個人病院に入院した場合に、完全看護のところはよろしいですけれども、一つは、婦人の場合はやはり個室ですね。男女一緒の中で婦人が排便とかするのはなかなか困難である。これは看護の場合です。そういう場合は、僕は差額ベッド代は出してやる必要があるのじゃないか。それから介護も、個人病院の付き添いは三万六千五百円では来ませんね。これも配慮してやる必要があるのじゃないか、人数からいうとそう多くないのですから。これらもせっかく制度ができて、そして現実に療養をしておられるわけですから、これはひとつ配慮してもらいたい、こういうように思うのですが、いかがですか。

○稲葉(哲)政府委員 先生今御質問のケースでございますけれども、御質問の中にもございましたけれども、現在、御質問のようなケースにつきましては、介護料といたしまして通常の場合と同様の金額を支給することになっているわけでございます。また、療養の範囲につきましては、これは一般の労災患者と同じ扱いにいたしております。個室ベッドにつきましても、一般の労災患者と同じ扱いということでもって取り扱っておりますのでございませう。

○多賀谷委員 今、一般というか、年金制度になつてからの患者と同じ扱いにされているのですか、介護料も一般の看護患者と同じようにしているのですか、間違いありませんか。

○稲葉(哲)政府委員 介護料は、先ほど申し上げましたとおり三万六千五百円にいたしております。それから、差額ベッドにつきましては、一般の労災患者と同じように療養の範囲に入れておるわけでございます。

○多賀谷委員 いやいや、それは、その金額では事実上差額ベッドに入れないだろう。大橋さんも質問しておりましたが、差額ベッドの問題と、それから一般、一般とおっしゃるけれども、在宅の一般と病院の一般、両方ともそうですが、医病院の場合は、付き添いの場合はこれは現実に年金化が成った患者とは違ふでしょう、三万六千五百円で現実には付き添いさんが来ておるのですか、来ていないでしょう、そんな付き添いは。

○松本説明員 現在の取り扱いについて申し上げますと、今御指摘の労災保険の打ち切り補償を受けた長期療養者につきましては、療養看護金という名前での三万六千五百円が出ておるわけでございますが、そのほかに、例えば室料、特別室が必要な場合につきましては、個室に入られた場合には二千八百円、二人部屋の場合には千三百円という金額の扱いにしておりますが、これは一般の労災患者と扱いは全く同じでございます。それから、特別看護加算につきましても、労災診療費の算定基準に準拠した額を支給することになっておりますので、その点についても一般の労災患者と同じ扱いにしておりますのでございませう。

○多賀谷委員 そうすると、医療、付き添いあるいは病室、これについては同じだと見ていいですか、間違いないですね。

○松本説明員 同じでございます。

○多賀谷委員 時間が来ましたからこれで――まああるのですか。それではもう少し……。そこで僕は、さつきちよと申しましたが、認

定の問題で、殊に脊損あるいはけい肺という長期療養の人、そうして衰弱している、これはいろいろな病気が出ておるわけですよ。けい肺になったというところあるいは脊損であるということ、そうして、先ほど一例を申しましたけれども、亡くなったときの診断は消化管出血というので出ておる。ところが、なぜ消化管出血になるかというところ、やはりそれはけい肺ということになるわけですね。ですから、そういう場合に、少し考慮をしていただければ遺族年金がもらえたのに、言うならばお医者さんの方は労災というような観点で全然欠如して、消化管出血というだけで、因果関係がないということでありませう。

私が今申しました事案というのは、重症けい肺症状が高進をしております、そしてだんだん死期を迎えつた。しかも、炭鉱病院にずっといたわけですよ。もう何年も入っていたのです。そうして、亡くなるときに病名が違つたといふので全然認められないというのは、何としても不合理ではないかと思うのです。そういうのは、けい肺との相当因果関係があると認定していいのじゃないですか、どうですか。

○小柳(義)政府委員 先生が今御指摘の事案について具体的にどうこうとは私、申し上げられませんが、一般論として申し上げますと、実は今回の改正案をまとめるまでの過程でも、審議会の中でもいろいろ御議論ございました。特に、例は脊損患者であつたわけでございますが、脊損患者の方が長期にわたつて療養生活を過ごした後で亡くなった、ただし、その亡くなられた死因が脊損とは直接関係がないという場合には、いわゆる業務上の死亡にならなくなるわけですから、長年介護をされてきた方も遺族補償が受けれないということと、極めて悲惨な状態にある方がいるというような問題も提起されたわけでございます。

そこで、そうした明らかに業務上じゃない死亡の場合、長かつたからということでこれをあえて労災で対応するわけにはまいりませうけれども、実はその脊損の例で申し上げますと、脊損患者の

場合はいわゆる知覚神経が麻痺しておりますので、通常でしたら当然脊損に併発してくる余病というのについて、症状を早目に訴えればそれに対する対応も医学的にやれたのに、その訴えがなかなか出せないためにおくれ余病が発生し、またそれが手おくれになるといふこともケースとしてあり得るというような議論もございました。

したがって、いわゆる長期療養をされた方が亡くなられた場合の直接の死因と長く療養されていた疾病との因果関係については、今申し上げたような知覚神経が麻痺しているというようなことから来るいろいろな要素もありましようし、あるいは先生御指摘になつたような薬の服用がいろいろな形で影響を与えたということも考えられようかと思ひます。そうした点の因果関係については、さらにいふと、今までは単純に処理をしていた部分があつたかもしれないけれども、もつと因果関係について精緻に調べて対応していくべきではないか、こういう御議論がございましたので、私も今後その面の研究を進めたいと思つております。

○多賀谷委員 どうもありがとうございます。我々もかねてから、長期療養者の場合に、病名が今までの災害の原因になつた病気に起因しないというこのために遺族年金がもらえないというのは、この委員会でも私も随分指摘したわけですが、なるべくひとつこれらを十分検討して、安易にお医者さんが書いた最後の死因だけで判断をしないように、なるべく拡大をして遺族年金がもらえるようにお願いをしたい。私も、制度としては遺族年金を支給すべきだと考へるのですが、とりあえずそういうようにしてもらいたい、こういうふうに思ひます。

以上で終わります。

山崎委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十一分休憩
午後一時一分開議

○山崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大橋敏雄君。

○大橋委員 私は、初めに最近における労働災害の発生状況についてお尋ねしたいと思うのですが、発生件数、総体的にはどのような水準で推移しているのか、これをお願いしたいと思います。

○小粥(義)政府委員 我が国の労働災害の発生状況でございますが、発生件数としては、実は昭和三十六年がピークでございまして、その後漸次減少いたしましてございまして、最近の数字を申し上げますと、労働安全衛生法ができました四十七年以降十数年間で死者数はほぼ半減いたしました。また休業四日以上之死傷災害も四十七年の四分の三程度まで減少しております。長期的に見ますと減少傾向にあるわけでございまして、

ちなみに昭和六十一年の数字を申し上げますと、休業四日以上之死傷者数は二十五万七千七百七人、そのうち死者の数は、六十一年の最終的な数字はまだ確定しておりませんが、一応の推計値ではございまして、二千五百七十人というふうになっております。そういう意味では、長期的には低減傾向にあるのですが、実はその減少の仕方が最近鈍化する傾向にあるわけでございまして、そういうのが最近の発生状況でございます。

○大橋委員 今の御説明によりまして、労災は全体的には減少傾向にある、しかしながら最近また減少傾向が鈍化してきた、こういうお話でございしますが、その原因はどこにあると分析しておられるか、その点についてお尋ねします。

○小粥(義)政府委員 最近の労働災害の発生状況の中身を見てみますと、林業であるとかダムの建設工事といったような特定の業種では依然として災害率が極めて高い。そういう特定業種での災害率が高いという傾向が一つございまして、それから、大企業と中小企業を比べた場合に、中小企業での労働災害の発生件数が高いわけでございまして、この中小企業での発生件数の

減少が思うように進んでいない。それから、高齢者の災害にかかるウェイトが全体から見ると年々ふえてきているわけでございまして、高齢者の災害問題も一つの理由であろう。

以上、重立ったものを挙げますと三つぐらいあるかと思っております。

○大橋委員 今の説明によると、最近また減少傾向が鈍化してきている理由としては、林業関係等の特定の業種である、あるいは大企業と中小企業とを比べるとやはり中小企業がかなり含まれておる、それから高齢者の作業現場等々が挙げられるという話でございました。

労働事故を大幅に減少させるためには、何といつても労働安全衛生対策の抜本的な充実を図る以外にはないと私は思うのでございしますが、何か具体的な施策はあるのかどうか、この点は大臣にお尋ねしたいと思っております。

○林田(義)大臣 先生御指摘のように、労働災害防止対策につきましては、従来から第六次労働災害防止計画に基づきまして計画的にいろいろな対策を推進しているところでございまして、先ほど局長の方から御答弁申し上げましたように、災害の減少の鈍化というのは、高齢化あるいはまた技術革新による対応とかといったようなことにも原因があるかと思っております。特に中小企業においてはそういう傾向がよく見られるわけでございまして、労働省といたしましては中小企業共同安全衛生改善事業助成制度を創設いたしまして、こういった災害を防止するために努力していかねばいかね、それから新技術関連の対策といたしましては、バイオテクノロジーとかIIC製造工程にかかわる安全性に関する研究、こういったものを実施しまして、今後とも労働災害防止対策を最重点施策として積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○大橋委員 実は報道で知ったのですけれども、昭和六十一年度から労災指定団体制度が発足されるということですが、その趣旨、内容について御説明願いたいと思っております。

○小粥(義)政府委員 労災の料率改定を三年ごとに行っております。実は、六十一年四月が改定の時期に当たっているわけでございまして、毎回の料率改定に際しましては、特に災害の多い業種、言葉をかえしますと労働の収支率が悪い業種でございしますが、そういう業種について何とか収支改善の方策をそれぞれの業界でとっていただくというところを従来やっていただいていたのですが、必ずしも思うような効果が上がらない。上がらないというものは、単に収支面の改善という観点だけではなく、根っこにありまして災害防止の問題がどちらかといえば横に置かれてしまっている問題もございまして、六十一年度から新しく労災指定団体制度を設けましたのは、一つには、その業種での労働の収支率の改善を図る、そのためには基本としてその業種での災害防止対策を進めていく、その結果、収支率もおのずから改善されていく、こういう関係になるわけでございまして、そういう災害の多い業種について、その業界で自主的に団体としての災害防止、ひいては労災保険料率の収支改善に取り組んでいただくことをお願いしよう、その場合には当然行政としてもいろいろな面でのお手伝いをする。特に、災害防止につきましましては、技術的な問題もございまして、あるいはアウトサイダーでの災害が多いといった問題もございまして、アウトサイダーについてもできるだけ団体の中に入って自主的な活動に参加してもらおうという面では行政としていろいろお手伝いすることもあろうかと思っております。

そういう団体を四十一団体指定をいたしました。その団体で自主的に労働災害防止活動を進めていただく。その際に、例えば技術的な面で第三者の意見を聞いて進めたいと思われるところについては、そうしたコンサルタントであるとかあるいは社労士であるとか、そういうような仕組を人を知恵も出していただく、そういうような仕組みを団体単位として今後進めていこうというところで労災指定団体制度というものをつくったわけでございまして。

○大橋委員 大体理解できましたが、要するに労働保険収支率の悪い企業を選び出すわけですね。それが今の説明では四十一団体ということになるわけですね。代表的なものでいいですから、後で何か、こういうものだといいことをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、この労災指定団体制度を発足させることによって労働省はどういうところに期待しているか、その効果についてどういふふうに大体予想しているのか、その点もあわせて説明願いたいと思っております。

○小粥(義)政府委員 先ほどの指定団体四十一団体、業種としてはいろいろにまたがっておりますが、例えば林業であるとか、林業は保険料率も極めて高い部類に属するわけですし、かつ災害も多いといったような事例がございまして、そういう意味での四十一団体でございまして、重立った業種は後ほど先生に御報告させていただきますと存じます。

そうした指定団体制度を設けますことによつて、先ほど申し上げた触れましたが、そうした業界団体、必ずしも十分に成熟しているわけではございません。業種によつてはアウトサイダーが極めて多くてアウトサイダーでの災害の発生率が高いといったようなところもございまして、できるだけ団体の自主的活動を促めることでもってそうしたアウトサイダーもその中に入ってもらい、団体としての自主的活動の中で全体の安全衛生水準を高めていただくことを期待しているわけでございまして。

○大橋委員 今私の手元に労働基準広報というのがあるのですが、それを見ますと、八団体がまず指定されて、それからその関連の事業所が指定されるのだという趣旨のことが書いてありますが、時間の関係で一々読み上げることは省略いたしますけれども、この八団体、ここに記されている分については間違いありませんか。

○小粥(義)政府委員 労災指定団体制度に内訳として二種類あるわけでございまして、収支が特に

悪い業種で労災特別指定団体としてゐるものがございます。これは林業であるとか、石材であるとか、あるいは造船関係であるとかというものの八団体を労災特別指定団体として指定いたしております。

もう一つは、労災特別指導団体ということで、これは収支が極端に悪いわけじゃないのですけれども、悪化傾向にあるとかいうことで今後努力をしていただきたい、そういう業種を三十三でございまして、別に指定してゐるわけではございません。○大橋委員 ひとつ、労災の撲滅に向かつてしっかりと対策を進めていただきたいと思ひます。

それから、労災保険の財政は労災法の目的を果たすために健全な保険運営が重要なことでありますし、また、期待されることでもありますけれども、保険財政の現状がどうなつてゐるか、それから年金受給者の数あるいは年金給付額はどの程度か、その給付額は保険給付全体の何割を占めてゐるか、まずこれを説明願ひたい。

○稲葉(哲)政府委員 まず御質問の第一点でございますが、労災年金の財政状況でございますけれども、労災保険の収支は、単年度でいいますと若干ではございますが黒字を維持してゐるところでございます。ただ、ここ数年間を見ますと、その黒字の幅はやや減少を続けてゐるという状況にございます。

若干詳しく申し上げますと、昭和五十九年度におきます保険料の収納額は対前年度比で三・四％増の九千六百六十七億円でございました。一方、支出の方でございますが、給付費、これは保険給付と特別支給金を含めた給付費でございますけれども、これが対前年度比で四・〇％増というところで八千九百三十三億というようになっております。

なお、そのほかに特別支給金以外の労働福祉事業の費用とかあるいは事務費というものがございまして、これを加えました支出総額は九千四百八十六億というものが昭和五十九年度の状況でございます。

第二点の御質問の年金給付の状況でございます

けれども、受給者の数は約十七万三千人でございまして、そして年金の全体の給付額は二千五百八十五億円でございまして、これは保険給付の総額のおよそ三二％を占めてゐるというような状況でございます。

○大橋委員 現在は黒字だけれども、だんだん減少傾向にあるという話でございますが、六十一年度において保険料率の改定が行われたと聞いているわけではございますが、それは事実かどうかというところが一つですね。そして、これからの見通し等についてどのように判断なさつてゐるか、これもあわせてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○稲葉(哲)政府委員 労災保険は三年ごとに保険料率の見直しをするというふうにいたしてあります。その見直しの際の考え方と申しますのは、向こう六年間を見通しまして均衡がとれますように保険料率を考へる、そして三年間はそれを固定する、三年先にまた検討する、こういう方法をとつてゐるわけではございます。昭和六十一年度はその三年ごとの検討の時期になつておりましたので、過去三年間の災害率をもとにいたしましたので、過去三年間を行つております。今回の見直し作業におきましては、全業種を対象にいたしましたので、その検討を行つたところでございまして、結果といたしましては、全業種平均の業務災害の分の料率、ほかに通勤災害の分として一厘でございますけれども、それを別にいたしまして、業務災害分の料率を九・五厘、これを〇・〇三五厘、率にいたしました。〇・三七％に当たりますけれども、これを上げまして、その結果全業種平均の保険料率は九・五四厘、千分の九・五四になつたところでございます。

○大橋委員 よくわかりました。そこで率直に申し上げまして、今回の改正内容を見てまいりますと、労災保険審議会の建議に基づいて改正を行つたんだということになつていまして、これはあくまでも給付の適正化が中心でありまして、財政負担の軽減を図つたにすぎないのじゃないかと思へてならぬのですけれども、この点についてはどう御判断なさいますか。

○小粥(義)政府委員 労災保険制度の収支の面は、先ほど審議官がお答え申し上げましたように単年度では黒字を維持してゐるわけではございます。ただ労災保険制度に本當に収支面の問題がないかといへば、これはあるわけではございまして、ただしこれは長期的な問題でございまして、特に年金受給者が今後ふえていくことが見込まれるわけではございます。現在十七万三千人が二十

年後には三十万人にふえるであろう、こういうふうに見られるわけですが、そうした将来の年金給付に充てる原資は必ずしも十分な積み立てが行われてゐるわけじゃございません。これを厚生年金におけるように長期給付の原資を的確に積み立てるとなれば、この面での料率問題というのはいずれ改めて問題とされなければならぬ時期が来るかと思ひますけれども、そうした問題とは別に、今回改正を行いますのは、先ほど申し上げましたように単年度で黒字を維持してゐる現況でございますから、その中で行います改正は、あくまでも、審議会の建議にもありますように、制度の中における不均衡、不公平な面を是正するという観点で考へたものでございまして、特に収支面の改善を意図してどうこうということでは今回の改正を考へたものではございません。

○大橋委員 労災保険財政の健全な収支を確保することは非常に重要なことではございますが、労災保険法の第一条に目的が示されておりますけれども、簡単に申し上げますと、被災労働者及び遺族等に対しては国の責任で手厚い保護を行ひなさい、こう明確にうたつてあるわけですね。そういうことを踏まえまして、あくまでも被災労働者の立場に立つた手厚い対策が基本であることを忘れないでいっていただきたい。

そこで具体的にお尋ねいたしますけれども、労災年金の給付基礎日額に年齢階層ごとの最低限度額、最高限度額を設定しまして年金額の公平を図るといふふうに言つておられますけれども、この考へる基礎になつたわけの理念といひますかあるいはその背景になつてゐる内容は一体どういふものなのかを説明していただきたいと思ひます。

○小粥(義)政府委員 労災保険は、制度の本来の趣旨として労働災害に遭つた労働者がその失つた稼得の補てんが本旨でございまして、そうした趣旨からいろいろの制度が組み立てられてゐるわけではございますが、特に年金給付になりますといふゆる給付基礎日額、これは基準法の平均賃金の考へ方を取り入れてゐるわけではございますが、被災前三カ月間の賃金でもつて額を決めていく、こういう仕組みになつてゐるわけではございます。そうなりますと、何十年にわたる長期の給付として給付の基礎になる給付基礎日額の決め方が三カ月では余りに短いではないか、こういう議論も実はあるのでございまして、一応その三カ月で算定した場合に、その短い期間でいろいろな通常の状態とは違ふケースがその中に反映されてくる。時には異常に高い場合もありますし、逆に低い場合もあるわけではございます。そうした面の不合理を解消するのが一つの考へ方ではございます。

もう一つは、同じ被災労働者でも若年時の被災労働者は、日本の場合、年功賃金体系でございましてから賃金が比較的低い。その低いまゝの賃金で年金額は一生決められていく。その場合、スライドがかりますので、毎年のベースアップ見合いの分はスライドによつてある程度カバーされますけれども、災害を受けなければその人がなつたであらういふゆる昇進、昇格的な要素というものは必ずしも反映されない仕組みになつております。逆に、壮年時に災害に遭つた方は比較的賃金が高いときですから、その後、労働市場から引退する年齢になつても比較的高い給付額で推移することができるといふようになります。同じ被災労働者でありながら、かつ通常でしたら労働市場から引退する年齢になりながらその年金給付に大きな格差が生ずることになる。これがやはり制度としての不均衡の問題がございまして、そういう点を是正をしていきたい。

もう一つは、極めて高額な年金給付があるわけ

もう一つは、極めて高額な年金給付があるわけ

もう一つは、極めて高額な年金給付があるわけ

もう一つは、極めて高額な年金給付があるわけ

でございます。通常、先ほど申し上げました労災保険制度が稼働能力の損失を補てんするという趣旨は当然踏まえなければならぬわけでございますが、それにしても七十、八十でも壮年時の、あるいは一番よく働いていたときの賃金でずっと推移することが果たして稼働能力の観点から見て合理的と言えるかどうか、こういう問題もござい

ます。そうした面を含めまして、いわゆる不公正、不公平、不均衡と考えられる点の是正を図るために最高、最低額を設定することにしたわけでございますが、その際に年齢区分別に最高限度額あるいは最低保障額を設定することにしましたのは、これは当委員会が五十五年に労災法の改正の際付せられました附帯決議の中で、年功賃金体系というものがあるが、年功賃金に反映されるようにすべきではないかといった決議の趣旨も踏まえまして、年齢区分別にこの最高、最低の額を決めることにしたわけでございます。

○大橋委員 最高、最低限度額を設ける総体的な考え方は今の説明で私もまあ理解できたわけですが、今から私、具体的に一つずつ聞いていきますから、簡単にいいですか、それはこうだ、こうだと答えてくださいな。

○小粥(義)政府委員 賃金構造基本調査を毎年実施しておりますので、その調査結果に基づきまして、上位五％、下位五％を除外したところにそれぞれ最高、最低の額を設定する、こういう方式をとることを考えております。

○大橋委員 今言われました賃金構造基本統計調査、これは毎年六月に調査されていますね。この結果に基づいて設定するということではございますが、これは全産業にわたるのか、それとも男女計ということになるのか、その点はどうでしょう。

○小粥(義)政府委員 賃金構造統計調査自体は、全産業につきまして五人以上の事業所を対象とい

たしております。そして男女及び男女計の数値が出ております。

○大橋委員 じゃ適用時期についてお尋ねしたいんですが、四月から適用されるのか、また毎年改定していくものかどうか、この点について……

○小粥(義)政府委員 毎年調査を行いますので、その調査が出た段階で毎年最高、最低額というものを設定していく、こういうことになるわけでございます。

○大橋委員 法案の中に「就業状態その他の事情を考慮して定める」としているわけではございますが、どのような事情を考えているのですか。

○小粥(義)政府委員 我が国の賃金の実態とし

ては、まだ男女の格差というものがござい

ます。そこで賃金構造基本統計調査では男女別の数字がそれぞれ出てまいりますが、それらをま

とめた形で共通の最高、最低額を引かなければいけませんので、そういった男女の賃金の実態等が「そ

の他の事情」ということになってくるわけでは

ございます。

○大橋委員 それで、最高限度額の設定についてILO百二十一号条約の規定との関係ですね、これはどうなっているのか。

○小粥(義)政府委員 ILOの百二十一号条約では、最高額を決めること自体は認めているわけではございますが、その最高額を決める場合には全労働者の、まあわかりやすく申し上げますと、四分の三が受けている賃金を下回ってはならない、こ

ういうふうな条件ではうたっておりますので、当然我が国としてもその線に沿って最高限度額を決める場合には、全体の労働者の四分の三が受けて

いる金額と申しますと五十九年の調査では約九千四百円台の数字になるわけではございまして、それを最高限度額としては最低の線に持つていきたいというふうな考えております。

○大橋委員 それで限度額を五％落とした理由は一体何ですか。

○小粥(義)政府委員 パーセントのとり方はいろんな考え方があろうかと思いますが、私ども、よ

りどころにさせていたいたのは、いわゆる社会保険におきます標準報酬月額、これの最高が今四

十七万円ぐらいだと存じますが、日額に直しますと一万五千円強、こういう数字になっておりま

す。これは、私どもの賃金調査におきます二十分位数で見た場合にちょうど五％を除いたところ

とほぼ見合う額になっております。男子の数字で見た場合、したがって、その五％というのを取り

したがって上で五％であり、下限についても五％という数字を適用することにしたものでございま

す。

○大橋委員 それでは今回設けられました最低限度額までに引き上げられる人は、その対象者とい

いますか、何人ぐらいいるんですか。

○小粥(義)政府委員 最低限度額まで引き上げられる方ではございますが、これは六十年五月支払

期年金受給者につきまして五十九年度の賃金構造基本統計調査に基づきまして線を引きましたものによって計算したものでございまして、したがって、引き上げられます者が二万一千二百九十三人

でございます。

○大橋委員 それでは、最高限度額で抑え込まれる方はどのくらいありますか。

○小粥(義)政府委員 同じく、二万二千百八十九人でございます。

○大橋委員 最高限度額の適用を受ける者の年齢階層別の状況と申しますか。給付の種類別というものはわかりますか。

○小粥(義)政府委員 給付の種類別はちよつと統計をとっておりませんので御勘弁いただきたいと思

います。年齢階層別に、これ、一つ一つ申し上げましょうか。よろしくござい

ます。

○大橋委員 後で資料を届けていただきたいと思

います。

それから、この限度額の設定によりまして、保険経済面での得失、収支とい

と見込んでおられるのでしょうか。

○小粥(義)政府委員 とりあえず六十五年までの数字を私ども推計としてはじておりますが、最初の前半期はむしろ支出がふえまして、後半になると支出が減少するという傾向にござい

ます。六十五年までをトータルで見ますと、支出の増で約二十億円ぐらゐのものになるのではないかと

ふうに見ております。

○大橋委員 先ほど最低限度額の決め方は説明で

わかったのですけれども、生活保護基準と比較した場合、下回るケースが出てくるんじゃないか。

その適用を受ける者が一人何人ぐらゐるかという

ことをお尋ねしたいと思

を受給されている方、これはその給付基礎日額は保障するという事で考へてゐるわけでございますが、今後新しく年金を受給されることになる方の場合、確かに、最高限度額を設定することによつて頭打ちになる部分が出るわけでございます。ただ、その設定は、先ほど来御説明しておりますように、その年齢階層の方が得られる賃金収入の上五％を除外するわけでございます。全体として見れば約九〇％の人がもつておられる賃金に見合うものとして設定をするわけでございます。

と同時に、ただ、その年齢区分別の賃金の実態は、高齢者になるほど実は下がつてまいります。賃金の統計でいくと、実は、六十五歳以上になりますと相当大幅に下がるわけでございます。その場合には、先ほどお答えしましたILO百二十一号条約の最高額を決める場合の原則を適用いたしまして、その線を最低線にするという事で考へておりますので、先ほど申し上げましたように九千四百幾らという日額になりますから、生活の面からすれば一応維持できるものは給付できるといふふうに考へてゐるわけでございます。

○大橋委員 一つ疑問が出てくるのですけれども、今回の最高限度額は年齢によつて、例えば六十歳以上になるとぐんと下がつてきますね。この賃金構造基本調査の対象労働者、一般的にはほとんどと言つてもいいのですけれども、六十歳定年制ということで退職して行くわけですね。そうしますと、これも法律に基づいて退職金が支給されるわけでございまして、退職金をもらつて退職した方が、再就職をするときには非常に低い賃金で再就職するわけですね。ですから、今度の賃金構造基本調査の対象労働者を見ている内容は、退職金は除外されているのじゃないかというふうに私は思はれてならないのです。

そのために、賃金構造の統計表にあらわれる賃金というのは非常に低い水準に出てきています。そこで、この統計表によつて六十歳以上の上限が決定されるということになれば、退職金相当額の

配慮がここになされなければならぬのじゃないかなと私は思うのですが、いかがですか。

○小粥(義)政府委員 退職金が各人についてそれぞれぐらゐり払われているかという統計は実はないわけでございます。労災保険はいわゆる稼働能力の損失を補てんするという趣旨でつくられるわけでございますから、通常の稼働能力をあらわすものと賃金をとつてゐるわけでございます。御指摘のように六十歳を超えますと賃金額は下がつてまいります。それは再就職の際に賃金が下がつたという実態もありましょうし、あるいはもう引退をされてゐる方が割合としては多くなるということも影響してゐる面があるかと思ひます。そうした面では低くなることは事実でございますが、その数字自体は、その年齢階層の方の方が受けておられる数字であるというところに着目をして、私もそこを一つの線を引くということとを考へたわけでございます。

全体の年金給付総体として見た場合に、確かに年齢が高くなつた段階で低くなる部分はございますけれども、それも、言うなら五％の方を除けばおさまる範囲の数字であるという事で、必要な補てんというものはそれで大体賄えるのではないかとこのように考へてゐる次第でございます。

○大橋委員 今も申しましたように、六十歳定年退職時に一般的には退職金を受給される、そして、今局長がおっしゃる通りに、労災年金の本質というのは稼働能力の補てんであるという精神からまゐりますと、今回の六十歳以上における最高限度額の線引きというのは不合理じゃないかなという気がしてならぬのです。だから、むしろ六十歳以上は最高限度額を取つた方がいいのじゃないかという気がするのでございます。いかがですか。

○小粥(義)政府委員 そうしたいいろいろな御議論もあらうかと思ひますが、一例を申し上げますと、先ほど来の御質問にもお答えしてゐる中で申し上げたのですが、一千万を超える高額受給者の方が何人かおられるわけでございます。それらの

方が通常働いてゐる年齢に属する期間というのは、ある程度それもうなずけるという面があるかも知れませんが、それらの方が通常でしたら労働市場から引退する年齢に達し、その後もさらに、七十になり八十になり、なおかつそうした年金給付を受けられるということになりますと、いわゆる通常の意味での稼働能力の補てんという面からしますと、相当隔たつた姿が出てくるのも事実でございます。その点で、そうした面を是正を図るというのも今回の改正で織り込んだ趣旨でございます。御理解を賜りたいと存じます。

○大橋委員 保険給付というのは、被災労働者の立場に立つて、年功賃金体系が十分反映されるようにすべきであるという声はもとよりあります。今回の改正内容では、若年労働者を中心に年功制を加味した部分的な改正内容となつてゐるわけでございます。この点、一歩前進だといふ私は評価をするわけでございますけれども、年金受給者全体については、年功的な年金額アップが図られたわけではないと私は思ふのです。この点、ちよつと確認したいのですが、どうですか。

○小粥(義)政府委員 個々人ごとに見た場合は、最高限度額によつて頭打ちになる方、他方で最低限度額の引き上げでむしろ給付額がふえる方、それぞれあるわけでございます。それを総体として見た場合どうなるかということでございますが、これは先ほど審議官からもお答えしましたように、該当者の数は、最低額の引き上げに該当する方の方が多いわけでございます。将来高齢化が進んでまいりますと、最高額の頭打ちにぶつかるといふ部分ももちろん出てこようかと思ひますが、先ほどお答えしたように、六十五年までを通じて見た場合、四年分でございますが、それでは総額としてはむしろ給付は増額するわけでございます。

ただ、その後さらに高齢化がどんどん進んでいった場合にどうなるか、まだそこまでの数字ははじいてはおりませんが、高齢者の限度額が低目になるといふ点は率直に言つてあるわけでございます。

すので、その面の数字はあるいは変わつてくるかも知れませんが、総体として見た場合、特に下の引き上げに該当する方の数が二倍近いものがあるというところは、私も十分考へていかなければならないのじゃないかというふうに思つてゐるわけでございます。

○大橋委員 先ほど申しましたように、年金受給者全体について年功的な年金額アップが図られたわけではないという事実を踏まえまして、このままでは不徹底である、あるいは公平を欠いてゐる。したがらしまして、近い将来年金受給者全体について年功賃金体系が反映されるような仕組みに改善していくべきであるということを私は強く要望しておきます。

次に移ります。

一部休業の場合の休業補償について、給付額が減少されます。所定の労働時間の一部をリハビリ、いわゆる社会復帰に努力している被災労働者の意欲を減退させるのではないかと。これは先ほどの質問にもあつたと思うのでございますけれども、私も、この点、非常に心配するわけでございます。

リハビリが被災者の重要な部分を占めておるという事実、あるいは職場復帰のための一部就労の必要性が増大しているという現状から、こういう形をとるのはよくないのじゃないか。わずかな賃金と保険給付を頼りに職場復帰に励んでいる被災者の意欲を失わせるようなことがあれば問題だと私は思ふのでありますが、この点はいかがですか。

○小粥(義)政府委員 一部休業の場合の休業補償の取り扱いを変へました趣旨は、先ほどもお答えしたわけでございますが、いわゆる就労をして賃金を得たものと休業補償を合わせた場合に、一日働いた者よりも額が上回ることになるということ、これは全部の人じゃないかもしませんが、もちろん不均衡の問題もございまして、同時に、ある意味で逆に一日働いた場合より多額の給付になるということで、むしろ復帰の意欲を阻害する面もなきにしもあらずという面もございまして、

そういう趣旨で変えたものでございます。

○大橋委員 この改正について無用の誤解が生じないように、関係者に対して事前に周知徹底を図る必要があるような気がしてならぬのですが、その対策は考えていますか。

○小粥(義)政府委員 制度の仕組みが変わること自体を周知徹底することはもちろんでございますが、先生の御指摘になりましたように、社会復帰のためのいろいろな意欲なり活動を損なうようなことがあつてはならない、したがって、これは単に労働基準監督機関だけではなくて、能力開発あるいは職業安定等の行政とのタイアップの中でまたこの社会復帰対策というものを進めていきたいと考えておりますので、今後それらとの連携も十分にとつて進めていきたいと考えております。

○大橋委員 今回の通勤災害の見直しにより拡大される範囲は、具体的にはどのようなものが予定されているかというのが一つ。

それから、学校の範囲は具体的にどこまでを考慮されているのか。また、通勤途中で病院に立ち寄る場合等はどうか扱われるのか、これも具体的にお願いします。

○小粥(義)政府委員 今回、日用品の購入等日常生活に必要な最小限のものに省令で決めるものとして考えておりますのは、いわゆる定時制高校への通学とか訓練校への通所、あるいは定期的に人工透析に通うような行為、そうしたものでございます。昼間の学校の場合どうなるかという点でございますが、当然これは勤めながら昼間の学校に通いました自宅へ行くというような形で通勤と見られる場合があるわけでございますので、別に夜間、昼間の別を問わないわけでございます。

もう一つお尋ねの通院でございますが、これはいいわけでございます。特に人工透析を挙げることにしておりますのは、これは相当時間がかかるということで、通常の日常生活に必要なものと言えるかどうかという点でむしろ外れていたものでございまして、通院は、むしろその日常生活の方で従来も読んでいたわけでございます。

○大橋委員 時間がだんだん迫つてまいりましたので、はしよつてまいります。

メリット制の適用範囲が拡大されるわけでございますが、結果的には中小企業の負担増につながるのではないかと心配が一つ、この結果、労災隠しがふえるのではないかと気がしてなりません。その点はどうか。

○稲葉(哲)政府委員 今回のメリット制の改正によりまして、継続事業について三十人以上の規模に適用してまいりましたが、二十人以上に下げるわけでございますが、この結果、現在約五万七千の事業場に適用されておりますものが、一万七千事業場ふえるという状況になります。

それで、御質問の中小企業事業主にとつてこれが負担になるのではないかとこのことでございますが、従来メリット制を適用されております三十人以上の事業場について見ますと、むしろ事業場の方に有利に働いているわけでございます。したがって、この傾向は、二十人以上ないし三十人の規模につきましても同じ傾向になると考えられますので、むしろ中小企業事業主の負担は全体としては軽減されるように働くと考えておるところでございます。

なお、労災隠しの問題でございますが、御承知のとおり労働安全衛生法によりまして事業主には死傷病報告の提出が罰則つきで義務づけられております。そういうこともございまして、また、労災の申請は被災労働者自身から監督署に出せることになっておりますので、そういう点から労災隠しということとは、私どもとしてもないように措置していきたいと思ひますし、そのようなことはないのではないかと考えているところでございます。

○大橋委員 では、法改正の内容の最後に、大臣の気持ちをお願いいたしますが、今回の労災審議会にの建議によりまして、労基法との関係のあり方あるいは社会保険年金とのあり方等の基本問題については、結論に至っていない、引き続き検討すべきだとされているわけでございます。この問題等

も含めて、今後の労災保険制度のあり方について基本的なところをお考えになつておられるのか、大臣の答えを聞きたいと思ひます。

○林国務大臣 御指摘のとおり、今回の労災保険審議会の建議においては、幾つかの事項が今後引き続き検討すべきものとして指摘されております。これらの事項につきましましては、これまでに労災保険審議会に設けられました労災保険基本問題懇談会において種々検討が行われてまいりました。制度の根幹にかかわる事項やほかの制度との調整にかかわる基本的事項などございまして、さらに掘り下げた検討が必要であるとされて結論が出なかつたものと承知をいたしております。

これらの課題については、労災保険審議会におきまして今後引き続き検討をお願いすることにいたしました。この公正の確保あるいは被災労働者の実情に即した適正な補償の実施などの観点から考慮いたしまして、制度のあり方について今後とも検討してまいりたいと考えております。

○大橋委員 本会議が二時からということで予鈴が鳴りましたが、最後にもう一問、これは法案とは関係ありませんけれども、昨年十二月十日、私がこの社会労働委員会でお願ひしたことでありますけれども、繰り返しお願ひしたいのです。

脊損患者の重症者については一人つき看護が認められておられますが、患者と看護者は一處同体の関係で療養生活には最善の効果をもたらしているわけでございまして、余病を併発して基準看護病院に入院する場合は、その病院の規則のためになれた看護者が切り離されてしまふ、これはそういうことにならないように何とか特別な配慮をお願いしたいというのを願ひしておきました。山口労働大臣も、前向きに検討しようというところございました。もう一度繰り返してお願ひいたします。

それから、脊損患者の死亡原因と労災の脊損との因果関係についても具体的な例を引いて質問したわけでございます。要するに、脊損患者という

症状からは体力が衰弱するし、抵抗力もなくなり、余病を併発して死亡していくということで、そのときも山口労働大臣は、「今後、医学情報の収集、研究等に努めて、どう取り組むかということにつきましてもひとつ研究」してまいりますと云つております。そのことをあわせてお願ひしておきますので、大臣からもう一言この点について御答弁をいただいて終わりたいと思ひます。

○林国務大臣 先生の今御指摘の件につきましては、その御趣旨を体しまして、私どももいたしましては検討してまいりたいと思つております。

○大橋委員 終わります。

○山崎委員長 午後二時四十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時五十四分休憩

午後二時四十一分開議

○山崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。塩田晋君。

○塩田委員 労働者災害補償保険法の改正法律案につきましまして労働大臣並びに関係局長にお伺ひいたします。

労働災害は本来あつてはならないことでございまして。労使を挙げて産業安全に取り組んでおるところでございますが、言葉としては一見、不適切かも知れませんが、安全戦争という言葉があるわけでございまして。安全を守るための戦い、安全戦争という言葉があるものでございまして。戦争の被害というのは大変大きなものでございまして。それにもまして、それよりも劣らないような大きな被害をもたらすものが産業の災害でございます。企業も労働者ともに大きな関心を持ち、これに取り組んでおられるというのが現実の姿でございます。私の選挙区にございまして神鋼の労働組合では毎日の朝のあいさつ、帰りのあいさつ、途中で会ったとき、あいつ、おはようございましてというのを御安全に、ありがたうと言ふときも御安全にと言つ

て別れる。海軍ではオスと言うところかも知れませんが、御安全にという言葉をもちつてお互い安全に対する問題を喚起し、お互い戒め合つておる、そしてお互い安全を祈り合つて毎日の仕事に精を出している、このような状況があるわけでございます。非常に関心が持たれているところでございます。

ひとたび災害が起こりますと、その企業にとりまして大変な損害でございます。コストになるわけでございます。またその災害を受けた労働者個人にとりましては大変な不幸にもなるわけでございます。そのようなことのないように、安全、災害防止ということに労使挙げて取り組む、もちろん国の行政関係者挙げて災害の起こらないように災害の発生を少なくするように、そしてまた不幸にして災害に遭われた方に対しては、労働者及びその家族に対しては労働者災害補償保険制度、これをもちまして対処しておるところでございます。これは非常に重要な制度である、このように考えておるわけでございます。使用者にとりましては無過失賠償責任論の上に立ちまして企業が災害に対しては責任を持つて償いをする、補償する——セキリティというよりはコンペンセーション、補い償う方でございますが、それを行うべきものとされてきているわけでございます。

そこで、この非常に重要な労働保険制度の改正が今回、昭和五十五年以來六年ぶりに行われようとしておるわけでございます。これは労働者のみならず全国民も非常に関心を持って見ておる関心の高い問題でございます。そこで労働行政の最高責任者でございます林労働大臣に対しては労働補償行政の基本的姿勢は何か、また今回の改正の基本的な考え方は何かということをお伺いいたします。

○林国務大臣 労働災害というものは、先生御指摘のとおり本来はあつてはならないことではございますけれども、その労働災害というものの絶滅ということは大変難しい問題でございます。そし

て、労働補償行政の基本姿勢と申しますと、不幸にしてこうした業務災害や通勤災害をこうむつた労働者あるいはまたその家族に対しては、速やかに公正な保護を及ぼすということでありまして、また、このために労働者災害補償保険制度を適切に運営することによりまして、それとともに社会経済情勢の変化に対応すべく制度の絶えざる見直しと改善を行ひながら、労働者の福祉の増進を図ることと考えております。

今回の労働保険制度の改正につきましては、高齢化の進展、年金受給者の増加などの実情にかんがみまして、昨年十二月に行われました労働者災害補償保険審議会の公労使三者が一致した建議がございましたので、その建議を踏まえまして、年金制度に年功賃金の要素を反映するために給付基礎日額につきまして年齢階層別に最低限度額、最高限度額を設けることを中心に給付面におきまします不均衡、不公平の是正を図つてまいりたいということなどを主としていたしまして、公平性の確保の観点から今回の所要の改正を行うことにいたしましたのでございます。

○塩田委員 基準局長にお伺いいたします。

現在、日本の労働災害発生状況でございますが、死亡とか傷害ですね、災害はどのような状況で起こっているか。交通災害とか戦争の犠牲なんかと比べるとどの程度のものか、かなりの大きいものでなからうか。しかし、労働行政の安全に対する対策の進展によりまして傾向的にはかなり下がつてきているんじゃないかと思ひますが、どのような状況になっておりますか。お伺いいたします。

○小粥(義)政府委員 まず、労働災害の発生状況でございますが、休業四日以上に限らず一日以上の場合を含めましていわゆる労働保険の新規受給者数で申し上げますと、九十万人を超える数字になつております。五十九年時点では九十二万人でございましたが、六十年時点はまだ全部の集計が固まつておりませんので正確にはわかりませんが、九十万強という数字でございます。

ほかのいろんな災害がございますが、それと比較して申し上げますと、世上よく災害として取り上げられますのがいわゆる交通災害、交通事故でございます。死者数は実は一万人近くというところで非常に多いのですが、けがをされた方を含めた件数で申し上げますと六十万から六十五万くらいの数字で推移しております。ですから、労災の場合、九十万を超えるということは交通災害の五割増しという大きな発生件数になっている、こういうことでございます。死者数は労災の場合六十年では二千五百数十人、こういう数字になっております。ピークは昭和三十六年時点、六千人くらいいたわけでございますが、交通災害の方の死者数に比べますと少ないのはでございます。なおかつ、年間二千五百人を超える方々が労働災害で亡くなられているという痛ましい現状にあるわけでございます。

○塩田委員 三十六年に比べて最近の状況は死者数におきまして半分以上になつておるといふことは、労使並びに関係行政当局の日夜を分かたぬ大変な御努力によつて達成されたものと思ひますけれども、なお二千五百人を超える方々が一年間に亡くなられるということは大変なことでございます。交通災害、事故による死亡の減少とあわせまして、今後、本当に一人一人大切な人命でございまして、これが失われることのないように最大の努力をいたしまして、やはりゼロを目指して御努力を賜りたい。このことを特に要望をいたしておきたいと思ひます。

そこで、今回の法律の改正によりまして、現在の制度では年金の給付基礎日額については年齢に關係なく一律の最低保障額が定められておりますが、今後新たに最高限度額、しかも年齢階層別に設定しようとしておられます。これはどのような考え方に基づくものであるのか。労災年金受給者の中には年金額が一千万円を超える——これは無税で一千万円の年取ということになりますと相当な高額の方でございますが、こういう方が何人おられるか。それから、このような高額の年金の是

正を図るという趣旨であるなら、年齢階層ごとでなくして、一律に最高限度額を設けるべきではないかと思ひますが、いかがでございますか。

○小粥(義)政府委員 今回年齢階層別に最高限度額の設定、最低保障額の引き上げを行うことにいたしました趣旨は、年金受給者が非常に増加してまいつた中で幾つかの不均衡な面が見受けられるようになってきたことでございます。

その一つは、極めて高額の年金給付を受けられる方がふえてきたことでございます。二月時点の数字で申し上げますと、年間の年金給付額が一千万円を超える方が三十人に達しております。いま一つの不均衡といひますのは、若年時に被災をされた方は賃金が低いときに被災をされた、そのために年金のスライドはかかるものの低い水準の年金給付で七十、八十まで推移しなければならぬ。一方、壮年時に被災をされた方は若年時被災者に比べれば高い賃金を基礎にした給付基礎日額で年金給付が受けられる。それらの方々が、働ける年齢の間は別として、通常なら引退をされる後においても年金給付を相当長い期間にわたつて受けられるわけですから、そうすると、被災の時点の姿でもつてその間に非常に大きな格差が生まれてしまふといった不均衡が見受けられるようになってまいつたわけでございます。

そうした面を是正するために最高限度額あるいは最低保障額、現にあるものを引き上げるということを考えて次第でございますが、これを一律の最高限度額ではなくて年齢階層別に設けることにいたしましたのは、一つには、この労働保険制度が労働者の稼働能力の喪失を補てんするというところに本来の趣旨があるわけでございます。稼働能力を何で判断するかとなると、やはりそれぞれ賃金ということになるかと思ひます。日本の場合、その賃金制度がいわゆる年功序列型の賃金体系が大宗を占めるといった状況にもございますので、そうしたことを考慮したこと、いま一つは、五十五年当時委員会におきましての労働保

險法の改正に対する附帯決議でも、年功賃金の体系を年金給付に反映させるように検討すべきであるという決議もいたされたわけでございまして、それらの面を考慮いたしまして年齢階層別に最高限度額を設定し、または最低保障額を引き上げるということにいたしましたわけでございします。

○塩田委員 労災保険制度に年金制度が導入されましたのは昭和四十年以来のことでございますが、現在まで上限についての制限がなかったわけでございします。このような中で、年金の給付基礎日額に最高限度額を設けるということは制度の根本的な改革になると思ひます。その上、年金に最高限度額を設けるという例は諸外国においてあるのかないのか、また業務災害の場合における給付に關するILOの条約に違反することにならないか、この点について伺ひたいと思ひます。

○小粥(義)政府委員 災害補償に關しますILO条約は百二十一号条約がございします。その中で、年金給付について最高限度額を設定すること自体はILO条約としても認めてゐるわけでございします。ただ、その場合に一定の要件がございまして、その最高限度額を設定する場合は、その限度額の水準が、わかりやすく申し上げますと、全労働者の四分の三が受けてゐる賃金を下回つてはならないというところ、その最高限度額を設定すべきである、こういうことになっておりまして、ヨーロッパ諸国の制度を見ましても幾つか最高限度額が設定されてゐる国がございします。個別の具体的ケースについては担当者の方から御説明申し上げます。

○稲葉(哲)政府委員 諸外国で最高限度額を年金について定めてゐる例でございしますけれども、かなり多くの国が定めております。例えば、主な国を申し上げますと、フランス、西ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ等挙げられるかと思ひます。それぞれの定め方でございしますけれども、それぞれの国の制度の歴史等を反映いたしましてさまざまございまして、最高限度額、最低限度額を一律に定めて

いる国もございしますし、また法律でそういったものを定めた上で、それぞれの同業組合におきまして、それぞれの規約におきましてそのかさ上げをやつてゐる例もございします。また、国によつては定額で定めてゐる例もございまして、さまざまございします。

○塩田委員 今言われました各国の例があると定めてゐるところはどれくらいございしますか。

○稲葉(哲)政府委員 今回、私もが年齢別の最高限度額、最低限度額を定めました一つの基本的な考え方は、我が国は年功序列賃金体系にあるということでございます。したがひまして、年功賃金体系をとつておる国というのは諸外国には余りございせんので、私もが調べた範囲内では最高限度額、最低限度額に年齢別の階層を設けてゐるという国はございせん。

○塩田委員 我が国独自の考え方に立つて、我が国の特色である年功序列賃金体系、この現実に合せて諸外国には例のない制度として年齢別の最高限度額を設けたというところでございしますね。その問題はそれとして、最高、最低の限度額を設けることによりまして影響を受ける人数はどのような状況と把握をしておられますか、お伺ひをいたします。

○稲葉(哲)政府委員 昭和五十九年に実施されました賃金構造基本統計調査をもとにいたしまして、私どもの考へております算式によりまして最低限度額、最高限度額を設けまして、これを昭和六十年五期期、これは年金の支払期でございしますが、その年金受給者に適用するという条件で数えまして場合に、最低限度額によりまして引き上げられる者の数が約二万一千人ございします。これは、年金受給者総数が全部で十七万人でございしますので、その約一二%ということになります。他方、最高限度額を超えておる者の数は一万二千人程度でございまして、これは同じく占める割合は約七%ということになっております。

○塩田委員 日本の労災補償はいわゆるメリット

制の保険料制度をとつておるわけでございします。諸外国の状況はいかがでございしますか。日本の現在の制度は、諸外国の中でもどの国と最も近い状況にあるのか、お尋ねいたします。

○稲葉(哲)政府委員 諸外国におきましてもメリット制度をとつてゐる国が幾つかございまして、その代表的な例について御説明をさせていただきます。

フランスの場合は、二十人以上の事業場につきましてメリット制が適用されておりました。そのうち事業場規模三百人以上につきましては、いわば完全メリット制といひます。その事業場自体でもつてプラス、マイナス全部階層というような完全メリット制をとつております。そして、二十人未満の規模の事業場につきましてはメリット制度をとつていない。そして、残りの二十人から二百九十九人規模の事業場の折衷方式を、いろいろな段階のメリット制をとつてゐるということでございます。

それから、アメリカの方式でございしますけれども、これは年平均の標準保険料額というのをつくらせておりました。これは賃金総額に保険料率を掛けたものでございしますけれども、これに基づきまして、アメリカは合衆国でございします。具体的なところは州によつて異なつておりますけれども、主として過去三年間の年平均の標準保険料額、これが七百五十ドル以上であるということとを条件にしてゐるということがかなり多くの州でもつて適用されておるようございします。

また、カナダの場合は、賃金総額四万ドル以上で、かつ保険料五百ドル以上の事業場のうち、希望する事業場についてメリット制をとるというような制度をとつてゐるというふうに承知をいたしております。

○塩田委員 日本の現在のどのような制度をとつてゐる、最も近い国というのはどこでございしますか。

○稲葉(哲)政府委員 今御説明した中でアメリカが比較的近い方式をとつておると存じます。

○塩田委員 アメリカは五十州のうち各州かなり

違ふのでしようか。それとも相当各州共通でございしますか。雇用保険なんか見ていますと、かなり給付もあるいは負担も州によつて違ふようございします。これはやはり事業主の全額負担で災害時に支払うという面については同じでございしますか。

○稲葉(哲)政府委員 州によつてかなり違ふようございします。事業主の全額負担によつて保険料を負担してゐるという点においては同じでございします。

○塩田委員 労災保険は全面強制適用となつておるわけでございします。現在の加入状況はどうなつておりますか。

○小粥(義)政府委員 今御指摘のように全面適用となつておるわけでございします。そのうちで実際に労災保険の保険料を納めてゐる事業場数は、これは五十九年度末で、二百四万事業場でございします。それから労働者数は、同じく五十九年度末で三千五百二十万程度でございします。

○塩田委員 今回の改正によりまして、労災保険未加入中に事故が生じた場合に、給付に要する費用の全部または一部を徴収することとなつておりますが、その意図するところは、何でございしますか。

また、費用徴収ができるケースを、事業主が加入手続をとらないことについて、故意または重大な過失がある場合に限定してございしますが、その理由は何でございしますか。

○小粥(義)政府委員 今回、未加入中に発生した事故に対する補償について費用徴収をすることにした趣旨は、適用、加入の促進を図るという観点が一つございします。これは、現在原則として全面適用になつてゐるわけでございしますが、特に零細企業の場合、企業の存立なり廃止といったことがたびたび繰返されることがあるという状況でございます。そのため、年々適用、加入の促進方の努力をいたしてゐるわけでございします。そうした努力にもかかわらずお相当数未加入のままに残つ

てゐるという状況でございます。そのため、年々適用、加入の促進方の努力をいたしてゐるわけでございします。そうした努力にもかかわらずお相当数未加入のままに残つ

ている面がございます。

ただ、保険の制度の運用としましては、未加入の場合にも、御承知のように、事故が起きた場合、労働者についての責任があるわけじゃないか、労働者に対しては保険制度から保険給付を行うわけじゃないか、その場合、事業主に對しては過去二年の保険料の徴収でもって対応するということになっておるわけじゃないか。ところが一方で、既に加入している事業主が保険料を滞納いたしますと、これは費用の徴収をされるという仕組みになっております。したがって、未加入のところが仮に知っていても入らないで、まあ事故が起きたとき二年分払えばいいのだという形のところもなきにしもあらず、こういうような面がございますので、そうした公平を確保する観点からも、単に二年分の保険料の徴収にとどまらず給付の費用の一部を徴収する、こういうことにしたわけでございます。

その場合に、故意または重大な過失があるときに限定をすることを考えておりますが、それは、いわゆる適用、加入の促進はそうした企業側の対応ももちろん求められるわけでございますが、行政側としての努力の問題もあるわけでございますが、したがって、単に未加入だからすべてが事業主の方でどうこうということすべてをかぶせるわけにはまいらない、行政サイドの努力にまたなればならぬ面もありますので、したがって、行政サイドから通知なり何なりしたにもかかわらずなおかつ加入をされないというところに限定してこの費用徴収を行う、こういう趣旨でございます。

○塩田委員　そういうことであるならば、むしろ故意、過失に関係なく一律に費用徴収の対象とすべきではないかと思うのでございますが、いかがでございますか。

なお、その運用に当たりまして、今言われまして行政サイドの自主的な判断といえますが裁量の余地がありますと、日本の北から南まで一律にやっておられる労働基準行政でございますが、各局

あるいは各監督署におきまして判断がまちまちになってくるのじゃないか。客観的な基準を設定してかなり厳密にやらないとむしろ不公正、不公平が起るのではなからうかと思いますが、いかがでございますか。

○小粥(義)政府委員　加入促進で費用徴収をするならもう別のやり方があるのではないかと、御指摘もございました。確かに実はいろいろな方法も考えられるわけでございます。

例えば他の保険制度でとっておりますように、届け出に対して一定の罰則を科するというようなことも一つの方法であるわけでございますが、労働保険の場合は既に加入している企業が滞納した場合、先ほど御説明いたしましたように費用徴収の仕組みがあるわけでございます。それとの均衡も考えまして、今回労働保険では未加入の場合の災害に対する補償についていわゆる費用徴収の形でこれに対応しようと考えたわけでございます。御指摘のようにいろいろな方法があるかと思ひますが、既存の制度とのバランスを考えてこの方法によるということにしたわけでございます。

同時に、御指摘にありましたように、そういう故意または重大な過失といったような要件がそこに加わりますと実際の運用面でちぐはぐなところが出てこやしないかという点は、御指摘のとおりそのおそれもございまして。したがって、この場合の要件については、形式的に判断できるような、つまり通知行為、催告行為をやったようなものについてこれを適用するという形で、いわゆる心情的にわたつてあれこれ判断しなければならぬかということではなくて、むしろ外形的に判断できるような物差しでもって運用の統一性を図ってまいりたいと考えております。

○塩田委員　これはかなり厳密な基準をつくりまして全国にわたつて指導されませんと、地域別にちぐはぐなことが起こらないように公正を確保するように行政を進めていたのだかと思ひます。続きまして、今回通勤途上の災害に対する補償、これは日用品の購入のための寄り道をしたこ

とによつての災害は従来からも認められておたわけでございますが、これ以外にも若干のものをつけ加える、例えば通学とかあるいは人工透析に行く場合等が加えられるということで、これは非常に結構なことだと思つております。

なお、この点について同じような考え方に立てないかということをお聞きしたいのでございますが、いわゆる単身赴任者が社会的に増加をしてこれが問題になっておる。しかも、これにつきましては、税制面におきまして全面的に単身赴任減税を行うべしという野党の要求に對しまして、全部は認められなかつたわけでございますが、かなりの程度単身赴任減税が実現を見たところでございます。

同じような意味におきまして、単身赴任者が職務上の旅行等を行った場合に支給される旅費のうち職務遂行上必要な出張に付随して家族のいる住居に帰宅する場合に支給されるものは非課税というところでございますから、それと同じような意味におきまして、いわゆる土曜日に帰つて月曜日に会社に出てくる土曜月来といひますが、あるいは中には金曜火曜、国会議員の常識みたいな状況も、民間でも土曜、日曜連休のところはそういうこともあろうかと思ひますが、そういう途上の災害を補償の対象とすべきであると思うのでございまして、これについてはどのように検討をしておられますか、お伺いをいたします。

○小粥(義)政府委員　御指摘の問題は、実は建議をいただきました間の、労働保険審議会の中で非常に熱心な御討議があつたわけでございます。私も労働省としても、単身赴任者の税制についての要求も昨年度出しておりました経緯もありまして、こうした単身赴任者の取り扱いは何らか図れないものかという考え方を持っていたわけでございます。そこで、その審議会の中で公労使それぞれ熱心な御議論があつたわけでございますけれども、結論としては、今直ちにどうするということの結論を見出しがたいので、引き続き検討をするということになって、今回の建議ではそのよう

な形に、引き続き検討の方に整理をされているわけでございます。

その中で出ましたいろいろな議論のうち、特に直ちにこれを実施することはなかなか難しいという点について申し上げますと、一つには、土曜月来あるいは金曜火曜でも結構なんです、そうした形で家族のもとへ帰るのが例えば毎週の場合、あるいは月に一回の場合、あるいは七夕さんのように年に一回とか二回とかいろいろな形が考えられるけれども、果たしてそれらの場合すべてに通勤という概念が適用できるのかどうか。毎週くらいになれば、これは相当通勤に近い姿になるのではないかと、これは御議論もございましたけれども、それが月に一回であり、あるいは年に一、二回だということになると、通勤としてこれを取り上げることが果たして妥当かどうかというような問題がございまして、したがって、これを労働保険の保険制度の対象としていく場合に、じやどこまでの範囲の往復行為をとらえるのかといったことで、実務技術的にもなかなか難しい問題があるといふことも事実論議をされたわけでございます。

もう一つは、いわゆる単身赴任者がそういう家族のもとへ帰る行為、これはいわゆる使用者の管理下にならなければ、これを適用対象とするすれば、通勤か否かはそれに準ずる別の制度としてつくらなければいけないけれども、通勤として取り扱うことについては、今申し上げたようないろいろなお解決しなければならぬ問題点があるといふことで、いつてそれでは全く別の第三の制度をつくることについてはいささか問題が大きくなり過ぎますし、いわゆる単身赴任者の該当者数というのは数としてはそれほど多いものではないと考えられますので、そういう面でも、対応するとすれば通勤災害としての対応が望ましいと思ひけれども、じゃ具体的にどういう取り扱いをしたらいいか、なお引き続き検討すべきじゃないか、こういうことで引き続き検討することになつておる次第でございます。

○塩田委員　局長が言われますように、毎週金曜

火来あるいは土俵月来といった状況であるならば通動的な感じも出てまいりますが、月に一回とか年に一回ではいわずに通勤という概念にはなかなか入りにくいという常識的な線はわからぬことではないわけではございません。ですから、通勤という概念の中に入れることがなかなか難しければ、第三の概念のものをつくってそれを対象にするということも考えられますが、いわゆる会社命令によって出張する場合もともと災害補償の対象になるわけではございません。とすれば、減税の場合でもストリートに金俵火来あるいは土俵月来をやっている人全部を対象にしているのではなしに、かなり限定をしまして、出張に付随して家族のいる住居に帰宅をして、そしてまた会社に出る、この場合にできるだけ限定をするという通達で実施されているわけではございません。ですから、それとの均衡といえますか、並びで考えることが将来できないかどうか、局長のお考えをお聞きいたします。

○小粥義政府委員 税制上の取り扱いとしては、出張のついでに家族のところへ寄つてまた勤務先に戻るとした場合、経費としては、会社が支給する旅費は少なくとも勤務先と出張先の往復でございまして、そういう取り扱いは可能かと思ひます。

ただ、仮にこれを通勤として見るとした場合、いわゆる通勤、中断の問題があらうかと思ひます。その場合に、どこまでこれを通勤、中断と見ないとするにすると、いろいろ議論があらうかと思ひます。御指摘のように、出張に伴つて家族のもとに帰る場合は、単に家族のもとへ帰ること専用で往復するとは少々事情も変わる面が出てこようかと思ひます。

ただ、その場合、通勤上の通勤、中断みたいな理解で済むのか、あるいはもつと別な考え方の方で対応しなければいけないのか、今の場ではわからぬに申し上げられませんが、少なくとも税制面でそういうような対応がなされたら、それに準じた形が労災の適用の面とれるかどうか、これは今後引き続き検討する中で十分詰めてまいりたいと思つております。

○塩田委員 ありがとうございます。前向きにこれを検討するという御回答でございしますので、ぜひとも実現するようにお願い申し上げます。

続きまして、口座振替による今回の労働保険料の納付の改正でございしますが、その具体的な内容、その理由について伺ひたいいたします。

この口座振替制度を導入することによりまして事業主側あるいは行政側どのようなメリットがあるのか、またデメリットはないのかどうか、あるとすればどのようなものがあるのか、伺ひたいいたします。

○小島説明員 ただいまの口座振替制度を導入する理由でございしますが、現在では各種料金、NHKとか電気料金、ガス料金、その他いろいろ料金の納付に広く利用されております。それから国税と社会保険——これは労働保険料と同じようなものでございしますが、これらも口座振替制度が導入されております。それから五十八年に出された臨時行政調査会の答申の中においても口座振替制度を一層活用するようにという提言がなされております。そういうことから、この際、口座振替制度を労働保険料についても導入しようということでは法案に盛り込んだ次第でございします。

それから、口座振替制度を導入した場合のメリット、デメリットということではございますが、口座振替制度は、希望する事業主についてだけ導入することになっておりますので、デメリットは考えられないと思ひます。

メリットにつきましては、現在ですと事業主が納期ごとに金融機関なり私どもの出先に出向いて保険料を払わなければならないというところでございしますが、口座振替制度にいたしますと、自動的に口座から落ちますので、金融機関に出向く手間が省けるということが事業主のメリットとしてあると思ひます。

振り落とすことになりまして、保険料を納めるのを忘れたとかいうことが解消されるのではないかと、あるいはそれによりまして督促等の手続がかなり減るのではないかと、ひいては収納率が高まるのではないかと、いろいろメリットがございします。また、今後の工夫次第でございしますが、やり方によつて徴収事務自体の簡素化がかなり図られるのではないかと、いろいろ考へております。

○塩田委員 次に、新技術に対応した安全衛生対策につきまして伺ひたいいたします。

労災保険制度におきまして補償や援助の充実を図ることはもとよりでございしますが、何よりも災害が発生することのないように労働安全衛生行政の一層の推進を図ることが必要だと思ひます。特に、最近では技術革新、そして職場のオフィスオートメーション化に適應することができない労働者、あるいは単身赴任等を余儀なくされる労働者が多くなつてきているのじやないかと思ひます。

こういう労働態様の変化に伴い、労働者の健康の確保が必要だと思ひます。特に、体の面だけでなく、メンタルな心の健康が保たなければならない、そのような方向にますます進んでいってほしいと思ひます。

心の面における健康管理、健康確保を図るといふことは厚生行政と連携をとりながら進めなければならぬことではございしますが、産業内部、職場におきましてこのような健康確保の施策をどのように進めていっておられるか。大企業におきましてはいろいろやっておられることも認めておるところでございしますが、企業の大部分を占めております中小零細企業において依然として労働災害が発生している現状を見ますと、中小企業における災害防止の努力を一層強化すべきだと思ひます。この努力が、労働者としてどのような施策を推進しておられるか、伺ひたいいたします。

これは私どもも同じように考へている次第でございします。労働省で五十七年に調査しました労働者の健康状態の調査でも、体の疲労よりも精神の疲れを訴える方が割合としてはむしろ多いというようデータも出ております。さらに、ME機器の操作をめぐつてもいろいろ精神的なストレスの問題を訴える向きも出てきているということで、私も単に体の健康管理だけではなくして、メンタル面を含めた健康管理を今後進めていかなければならぬと思つております。そのために、財団法人産業医学振興財団でそうしたメンタルヘルスの相談に応じ得るような人を養成するといったことも手がけております。まだまだ数は少ないのですが、今後これをさらに広げていきたいと思ひます。

それから、先生御指摘のように、実は中小企業にこうしたメンタルの問題に限らず安全衛生の問題が多いわけではございします。最近の災害の発生事例を見ましても、千人以上が一・〇六という度数率でございしますが、百人以下になればそれが四倍、さらに五十人以上になれば八倍を超えるような高い発生率になっておりますから、そういう面では今後中小企業に対する安全衛生水準の向上を図っていくかなければならぬと思つております。

そのために、具体的には中小企業が共同でやる場合の健康管理対策、労働衛生対策、これについての助成制度、これは従来個別のものとしては例えば健康診断あるいは作業環境の測定について助成制度があつたわけではございしますが、そうしたものを統合いたしまして、中小企業の安全衛生対策についての助成制度を六十一年度から総合的なものとして創設することにしたところでございします。こうしたものを通じて、中小企業でも労働者の健康管理や何かに力を入れていただく、その場合にコストもかかるといった面を配慮して、そういう助成制度を今後大いに活用しながら中小企業での労働安全衛生水準の向上といったことに努力をしてまいりたいと思ひます。

○塩田委員 そういったきめ細かな対策、特にま

た助成制度も新たに導入されたわけでございますので、今後ともこれに力を入れて推進をしていきたいと思ひます。

これに関連いたしまして、労働省関係の研究があるいは産業医科大学等におきましてこの面の研究、何がどのように進められておるか、またどのような成果を上げておられるか、担当の方おられましたら御説明をいただきたいと思ひます。

○福渡説明員 早速メンタルヘルス関係で申し上げますと、非常に基礎的なものではございますけれども、産業医学総合研究所でストレスに対する生理的な反応というテーマを大きく挙げまして研究を進めてきております。この点についての成果はまだ具体的に我々が取り上げてはおりませんけれども、次第にまとまりつつあるというように聞いております。

それからVDT関係、これはOA化に伴う研究でございますが、これも産業医科大学と産業医学総合研究所の両方で生理的な面とフィールド調査をそれぞれかましまして、身体にどのような負荷がかかるのか、体の反応がどのような状態になってきているのか、このようなことについて次第に明らかにされております。特にVDTによる目の疲労については生理的な反応についてのいろいろな成果が得られてきておりまして、適切な休止、作業中断というようなことで疲労の回復が早く行われるというような成果が得られてきておるところでございます。

○塩田委員 続きまして、保険給付に関する労働基準監督署長の決定に不服のある者につきましては、労災保険審査官に對しまして審査請求をすることができることになっておりますが、この制度を設ける趣旨は、行政庁の行った処分について不服のある労働者の迅速な救済にあると思つたのでございますが、最近あちこちで聞きますのは、審査官の決定が非常に手聞取つておくれである、そういう傾向が全般的にあるのではないかと指摘がございまして、この処理状況はどうなつておりますか。労働省は審査請求の処理の迅速化を図るた

めに具体的にどのような施策を講じようとしておられますか、お伺いいたします。

○稲葉新政府委員 現在どのような審査の状況にあるかという点についてお答えいたしますと、五十九年度に新たに審査請求を受けた件数が約千五百件ございまして、そして、当該五十九年度に約千三百件の審査決定を行ったところでございまして、けれども、前年度からの繰越件数もございまして、五十九年度末におきまして未決定件数が約千四百件というようになっております。

○小粥義政府委員 件数については今お答えしたとおりでございますが、最近おくれであるという申しすか、たまる傾向にあることは否定できなない事実かと思ひます。その対応策として、基本的には審査請求に当たる都道府県労働基準局に置かれます審査官あるいは労働保険審査会の事務局の体制といったものの強化を図らなければならぬという面があるわけでございますが、この点は行政改革で定員増が必ずしもままならない厳しい情勢にございまして、十分な対応はまだできておりませんけれども、昨年度の審議会の建議でもこうした審査体制についての指摘もございまして、私も今後この点は力を入れて進めてまいりたいと思つております。

と同時に、個々の案件が非常に複雑になつてきているということもよくおられる大きな理由になつております。これはその事案の審査に当たつて医師の意見をいろいろな各方面にわたつて聴取をしなければならぬといったこともあるわけでございます。同時に、もう一つは、いわゆる認定基準が相当前につくられたものもあるわけでございます。そして、そうした面でも必ずしも今の場合に当てはめて的確な判断を下しにくい面も一部あるというように私も耳にいたしておるわけでございます。したがつて、認定基準も実態に合わせた形で見直しをしていかなければならない。そうしたことでこの審査案件の処理の迅速化を図つてまいりたいと思つております。

○塩田委員 ぜひと審査請求の処理の迅速化を図つていただきたいと思ひます。これに関連いたしまして、認定基準も問題であるというところを言われましたが、確かにその面は、年月を経るにつれて実態も変わつてまいりますし、いろいろな事情も変わつてまいりますので、そういう必要があるかと思ひます。また、実際に審査に出てくる前に、認定の段階におきましていろいろなトラブルがあるのじやなからうかと心配するわけですが、ときどき私も各地の基準局に参るのでもございまして、たくさんの方が押しかけて非常に喧嘩にわたつておられる。これは何ですかと尋ねましたら、いや労災の認定の問題だ、多数で押し合つてやれば認定がすぐ行われるものではないかと思うのか、前にはそんなことは余りなかったのにということを感じたことがございまして、これは一部の局あるいは署ではないかと思つたのでございすけれども、そういう実態があるのを御存じでございすか。あるとすればどのようにこれに対処しておられるのか、お伺いいたします。

○小粥義政府委員 監督署の窓口あるいは都道府県の労働基準局で労災保険の事案を処理することとをめぐりましていろいろな紛争があつたことは事実でございす。これは相当前はかなり広範な範囲でそういうこともあつたわけでございます。最近、その当時に比べれば相当少なくなつてきておると理解しておりますけれども、なお認定の場合あるいは療養給付を受けておられる方が傷病補償給付に切りかわる場合、いろいろな場合を通じて、今でも一部にそうしたトラブルが起るケースがあるというふう聞いております。

私も、いわゆる給付の適正管理対策ということとを最近推進しております。それぞれの局署で相当苦勞してらつておられるわけでございますが、漸次これが軌道に乗つてつある。したがつて、そうした集団でどうこうということでは行政の判断を筋をたがえるというふうなことも今後とも適正に執行してまいりたいというふうな考えております。

○塩田委員 ぜひと法令に従い、行政は厳正にこれらの問題について処理をしていただきたい。圧力に屈することなく、公正な行政を推進していただきますように強く要請をいたしておきます。

最後に、社会復帰の問題でございまして、被災された労働者に対しては、年金を初めといったしまして保険給付を充実していただくということ、これがもちろん重要なことでございす。そういう方向で努力をしていただきたいわけでございますが、被災した労働者の一番の願ひは、一日も早く元氣になつて職場に復帰したいという気持ち、そして仲間とともに労働の汗を流して、家族にも、あるいはまた社会のためにも奉仕していききたい、こういう気持ちが心持としてあると思われのでございす。このために、労働者の社会復帰を促進するための施策を充実することが必要だと思ひます。

これにつきましては、昨年の十二月の労災保険審議会の建議にも指摘されておるところでございますが、労働省はどのような社会復帰の促進の措置を講じておられますか。また、今申し上げましたこの建議を受けてどのような施策を展開しようとしておられるか、お伺いいたします。

○小粥義政府委員 審議会の建議でも指摘をされましたことでもございすし、私も今後このリハビリ対策、社会復帰のための対策を積極的に進めていかなければならないと思つております。

具体的には、例えばリハビリテーション作業所、これが労働福祉事業団の手によりまして幾つかあるわけでございますが、それが必ずしも十分その機能を果たしていない、むしろ入所者が固定してしまつて、必ずしもその本来の機能を發揮していないといったような問題の指摘も受けております。したがつて、そういうリハビリテーション作業所のような施設のあり方をまず見直していかなければならないと思つております。

また、労災事業の枠内のいろいろな社会復帰のための施設だけではなくて、むしろこれからは職業能力開発の行政でいろいろ建てております施設

等も大いに活用して、社会復帰がさらに促進されるように進めていかねばならないと思っておりますので、これはこれからの問題でございますけれども、労働省の職業能力開発行政の中でいろいろ用意されております施設をどういうふうな労働の被災者についても活用していったらいいか、そういうこともあわせて検討していきたいというふうに考えております。

○塩田委員 これらの社会復帰につきましては、今言われました職業能力開発行政の関係と密接に連携をとりまして、また現在労働基準行政で行っておりますリハビリテーション作業所等も見直す必要があるのじやなからうか、その連携をいかに進めていくか、また広くは厚生行政ともどのように連携を保っていくか、こ辺を総合的に見直して検討して、総合施策として緊密な連携のもとに進める必要があると思ひます。このことを特に強く要望をいたしまして、質問を終わります。大臣、もし何かございましたらおっしゃっていただきたいと思ひます。

○林国務大臣 ただいま先生の御指摘のとおりでございます。いつときも早く職業生活に復帰できるように、労働省といたしましても、施設の面あるいは運用の面その他に万全を期してまいりたいと思つております。

○塩田委員 ありがとうございます。終わります。

○山崎委員長 浦井洋君。

○浦井委員 午前中からの今回の改正案の審議を聞いておりますと、局長は、今回の改正、制度面において公平を欠くと考えられる点であるとか均衡を失っていると考えられる点の改善を行うということをしきりに強調されるわけでありますけれども、どうも年金の給付費全体の削減をある程度のスタンスでねらつておられるのではないかとこのように思わざるを得ないわけですが、これが目的ではないんですか。

○小粥(義)政府委員 午前中からのお尋ねに対しても繰り返し御答弁申し上げているわけでございますが、

ますが、今回の改正は昨年暮れの防災審議会からの建議のとりましてまとめたものでございまして、その本旨とするところは、労災保険制度は今いろいろの問題を抱えておりますけれども、その中で、制度の持ちます不均衡、不公平の是正を主眼として今回の改正案をつくつたわけでございます。

確かに結果的に高齢者の年金給付が減額になる部分が出てくるといったようなことでの御指摘もございしますが、他方で最低保障額の引き上げあるいは通勤災害の適用の拡大といったようなことも考えているわけでございまして、財政面だけを考へてどうこうという趣旨のものではない、あくまで不均衡、不公平の是正を主眼とするものであるということでございます。

○浦井委員 そういう答えでありますけれども、いただいた資料、今度の改正による影響額ですね、午前中から何度も言われておりますけれども、これを見れば、六十二年度が二十六億六千万円の持ち出しですね。それから六十三年度が十億三千万円ですね。それから六十四年度はマイナスイナス二億八千万円、六十五年度はマイナスイナス三億六千万円でしょう。だから、もう六十五年度から約十億ぐらいの支出減になるわけで、これはやはり削減と言わざるを得ないですね。

○小粥(義)政府委員 それは、六十年時点の受給者を前提に六十一年度から該当者がどういふふうに出てくるかを推計したものでございまして、御そういう数字になつておるわけでございまして、御指摘のように、前半では持ち出しになるけれども後半ではむしろマイナスになるという傾向は確かにございまして。しかし、労災保険事業の収支全体の問題として考えた場合は総額八千億から九千億の年間保険給付があるわけでございまして、収支改善という観点からすれば極めて微々たるものだ、それは単なる結果にすぎないというふうにも考えております。

これも午前中お答えを申したわけですが、労災の保険収支の問題としては、今後年金受給者がさ

らに増加をしていく傾向にあるわけでございまして、二十先には三十万人に届くというふうな傾向にあるわけでございまして、それに必要な原資の積み立てが果たして十分かどうかといった観点ではいろいろの問題があるわけでございまして。したがって、その点は現在私ども研究会の場をつくりましてどうした労災保険の将来の収支というものをどう見ていったらいいかといったような研究もいたしているわけでございまして、それはもつと先の話でございます。

今回の改正はもうそんな問題を持つていことは否定いたしません。今回の改正は専ら財政収支をどうこうということではなくて、あくまで最初お答えしたような観点で案をつくつたものでございまして。

○浦井委員 日本は世界第二の経済力を持つているわけですから、同じようなパイをそれをどう分けるかというようにことで狭い観点で検討するのになしに、もつと広い観点でパイを大きくするやうなことを考えていただきたい。

だから、局長いろいろ言われますけれども、やはり将来給付額を削減するための改悪だというふうには私は言わざるを得ないと思つたのです。公平を言ふならば、やはり最低保障額をもつと上げるべきではないか。下の方をもつと上げるべきではないか。

例えば、局長もう既に御存じだろうと思うのですけれども、若年で被災した場合にはずっと低くなる。イギリスなんかの場合には四十歳を一つの区切りにして、四十歳以下の若いときに被災した人たちは特別に付加給付を行うというやうな制度があるというふうには聞いておるわけでありまして、そういうやうな少し広いスタンスというか、広い視野で物事を考えなければいかぬのと違ふのですか。

○小粥(義)政府委員 イギリスの制度、詳しくは存じませんが、四十歳を境に付加給付の額が違ふ形をとつておりますけれども、イギリスの場合はいわゆる社会保障制度が一本化をされておりました。

で、その中に位置づけられた制度というふうな理解をしております。我が国の場合の労災保険制度、これはもちろんいろいろ他に社会保険制度がございしますが、やはりその制度の基本は労働者の失われた稼働能力の補てんというところにあるわけでございます。したがって、最低保障額の引き上げをどうするか、どの程度にやるかということ、もちろんいろいろ考え方がございますが、基本的にはその人が得ていた賃金を前提としたいわゆる稼働能力の損失を補てんするという基本線はやはり守らねばならないわけでございます。高ければ高いほどいいということは言えるかと思ひますけれども、その線との基本的な性格との兼ね合いで、やはりおのずから線を引く範囲は限定されてくるものではないかというふうな考えをしております。

現在御審議いただいております五%引き上げの案ではまだ上げ方が少ないという御意見かと思ひますが、例えば四十歳から四十五歳層ですと、これは最高がたしか五百六十円ぐらいになるはずでございます。そうしますと、現在三千二百十円の最低保障額である方の年間の給付総額に比べますと、相当の増額にもなるわけでございまして、それに労災の福祉事業として、労働福祉事業として給付しております特別年金等を加算いたしますとかなりな増額が期待できるのではないかとこのように考えておる次第でございます。

○浦井委員 稼働能力の欠けた部分を補てんするのだということで、余り限定をしない方がよいのではないかと申すのだ。いずれにしても傷病を受けた方あるいはその方の家族、そうでない御家庭あるいはそうでない勤労者に比べたら非常に苦しい生活を強いられるおそれなものですから、ハンディキャップがあるわけなのです。やはりこの際真つ先にやるべきことは、低い最低基準というものをもつと上げるべきだということを要望しておきたいと思つたのです。

それから、今度は最高の方であります。最高の方でいろいろの問題がある。今回の改正で年金部

分の保険給付が労基法上の法定補償を下回る場合が出てくるという問題もある。それから、これは午前中同僚の委員が質問をされた問題でありますけれども、一年半の間は労災保険で休業補償をもらっておった。一年半から三年の間は労働基準法の給付さえも下回るといふようなケースが出てくる、比較的高い賃金の場合ですね、そういうケースが出てくる。これは確認されますか。

○小粥(義)政府委員 療養を始めてから一年半を過ぎ三年までの間に、今度新しく設定しようとしている最高限度額に給付基礎日額がぶつかるといふのは最高限度額で抑えられる、他方、基準法の休業補償の方はその頭打ちがないという意味では、基準法による災害補償よりも日額において下回るといふケースは出るかも知れません。

○浦井委員 その場合に、基準法に基づく災害補償とすることでその差額が出てくるわけですから、事業主にその差額を請求できると思うのですが、これはどうですか。

○小粥(義)政府委員 それは午前中の御質問にもお答えをしたわけですが、いわゆる基準法による災害補償とそれから労災保険法によります保険給付との関係の問題でございまして、すべての面について基準法の災害補償を上回るという仕組みには必ずしもなっていない面があるわけでございます。

その場合に、その基準法の災害補償の水準を下回る部分については基準法に基づく災害補償の請求ができるかどうかという点は、これはいわゆる打ち切り補償を長期給付、さらには年金に切りかえた時点以降、そうした点のあり得ることを法律としてもある程度予想しながら、その上で労災保険給付で基準法の災害補償に相当する給付がなされた場合には基準法の災害補償を行わなくてもいい、こういうように調整をいたしたわけでございます。

従来は、実は労災保険で給付した場合はその額の限度で基準法の災害補償の責めを免れる、こうなっていたわけですが、これも、その価

額の限度は必ずしも必要条件じゃないということ、単に相当する保険給付がなされた場合は基準法の災害補償を行わなくてもよい、こういうことに法律が改められた経緯は実はあるわけでございます。そういう観点からいいますと、今回その一年半の部分に關して若干のずれが出ることは否定をいたしませんけれども、他方、その間最低保障額の引き上げはその期間について同じようになされるわけではございまして、それらを総体的に判断して、私どもとしては、その一年半の期間に係る傷病補償年金も基準法で言うところの補償に見合う、つまり相当する保険給付というふうに見ているわけではございます。したがって、差額が出るからそれを基準法の災害補償の請求で償うということとは、法律の字面からは出てまいりませんというところをお答え申し上げておきます。

○浦井委員 そうすると、長々とお答えになりましたけれども、要するに、個々人で見れば労基法の給付を下回る場合も、これはもう仕方ない、請求はできない、もう一通確認しますけれども、そういうふうな理解でいいですね、簡単に言え

ば。

○小粥(義)政府委員 少なくとも相当する保険給付がなされたものと見られる場合は、その実際の個別の額について下回る場合があつても、その分だけ別途基準法で請求することはできない、こういう解釈であります。

○浦井委員 そうなると、問題になってくるわけでありまして、労働基準局長でありますから十分御承知だと思ひますけれども、まさに労基法というのは労働法の基本憲章であります。それが部分的にしろ実質的に改悪されるということになるわけですから、労基法というのは労働組合と使用者との間のことを決めるのではなく、労働者個人と使用者との間の関係を決めて、その中で労働者を保護するために、労働者の最低の権利を確保するためにつくられたものでしょう。ささいなことのように見えますけれども、これは重大な問題で

して、実質上労基法を改悪することにならへんのですか、そういうようなケースの場合には。

○小粥(義)政府委員 御指摘のような点が実はあるわけではございます。四十年時点の改正でも同じようなケースの問題でございました。その改正を踏まえてなおかつ法律では、その保険給付がなされた場合に基準法の災害補償との調整を行うように調整規定を置いてあるわけではございます。

今、私が申し上げておりますのは、確かに個人個人の給付内容を見ますと基準法のレベルより下がる部分が出るわけではございますが、今回、そういうような傷病補償年金について取り扱いをするようにしたものは、いわゆる年金については年功序列的な賃金制度の反映を図る、その観点では下を引き上げるとなれば上はやはり最高限度額を設定してということ、年金としての年功賃金体系の反映を図るのか図らないのかという二者択一の問題になるわけではございますが、最低保障の方の引き上げも別途あるわけではございますから、その場合には、むしろ年金についての最高、最低保障額の適用の方を優先して考えたということではございます。

○浦井委員 だから、二者択一のそこが問題でありまして、小粥さんのお話では、年金の収支の均衡を図ることが目的になって、故意か過失か知りませんが、肝心の個々の労働者が守られるべき労基法の一角を突き崩していることにならへんのですか、こういう議論が成り立つてしまふ。この論理が通るなら、極端に言えば、他方で労基法を、例えば休日の部分であるとか超勤の部分であるとか他の部分なんか、この問題出てま

せんけれども、こういう手法でやれば実質的に労基法が空洞化してしまうことにならへんのですか。

これは重大な問題ですよ。年金、年金とそればかり主張して、それだけを前に引き出して、それで、その収支の均衡が問題だと言ひながら、実際上は労基法で最低保障されておる給付さえも引き下げる場合があり得るということになってきたら、これは大変なことになるのですよ。

○小粥(義)政府委員 労災保険法と基準法の性格につきましてもいろいろ議論のあるところではございますけれども、発生の経緯からいいますと、基準法で規定しております災害補償責任、この責任保険みたいな形で労災保険法は生まれてきています。労働基準法自体のいろいろな改正もやりまして、基準法にはないいろいろな改正もやりに織り込まれるようになっております。ですから、基礎となる法理は、つまり使用者の補償責任という点は共通の法理でございまして、制度としては並立する制度になっているわけではございます。そういう中で、基準法に比べて不利な部分はあるかも知れませんが、総体として見た場合に、それが相当する仕組み、給付であるといふふうに見られるものもあるわけではございます。

特に一番端的な例が、いわゆる打ち切り補償をなくしてこれを年金化した、長期給付化したのは、ある意味では長い期間給付が受けられるという期間の利益をとる。一方、給付基礎日額については、ある部分下がる場合があつても総体としての給付で見れば基準法の水準を上回るといふような考え方もあり得るわけではございます。そうした改正が四十年時点で行われたことも事実あるわけではございます。ですから、私も必ずしも下回ることは奨励すべきだということを申し上げておるのではなくて、制度全体として見た場合に、障害補償年金の場合、今後長期にわたって給付するとなつた場合に、その年金額にいわゆる年功型の賃金制度の反映を図るといふような本委員会の決議の趣旨もあるわけではございますから、そうしたものを踏まえてむしろその適用を考えた、こういうことでございまして。

○浦井委員 何度も繰り返しますが、労基法というのは労働法の基本憲章です。それをもとにして労基法もできたのだらうし、それが労働運動の結果として国会で皆さん方が上積みをしていった。それが今回は部分的にしろ下がるという

ころを私は問題にしておるわけです。だから、このところをはつきりささぬとぐあいが悪いわけだ。そんなことをしたら、そういう小粥さんのような言い方をすれば、労基法の個々の部分についてどれでもそういう手法を使つてやれる。こんなことは絶対許されぬですよ、労基法を部分的に實質的に空洞化するとか、改悪するとか。

○小粥(義)政府委員 ですから、先ほどからお答えしておりますように、ある部分をとらえてみますとそういう部分はあつても、一方で期間の利益が得られるということでも考えた場合、総体としての保険給付は少なくとも基準法で言う災害補償の給付に相当するものというふうに見られるわけでございます。そういう観点で私も考えておるわけでございます。

○浦井委員 この辺でこの議論はやめますけれども、もう一遍繰り返しますが、ある部分では切り下げられるケースが出てくるかもしれないけれども、全体としてはよくなるのだというように考え方は労基法の基本的な精神に反するわけです。重大な発言だと思つたのです。このことを私は銘記をしておきたいと思つたのです。

それから、年金のスライドが六%、休業補償のスライドが二%は低過ぎる。厚生年金でも五%でありますから、傷病年金にして休業補償にしる五%ということにして毎年きちんと適用していくというふうにするべきではないかと思つたのですが……。

○小粥(義)政府委員 休業補償のスライドは現行二%という制度になっておりますけれども、これにつきましても、休業補償は元来がそう長期に及ばないものというところで考えられていたものでございまして、そういう意味で年金給付のスライドとは違つて取り扱ひで考えられているわけでございます。こうした観点から、例えば雇用保険の給付と最低額を合わせるといった関連もございまして、したがつて年金給付については賃金スライドで六%をやつておりますけれども、休業補償については現行二%で妥当なものと考えている次第

でございます。

○浦井委員 これは各委員とも取り上げた通勤災害の問題ですが、多少は改善されておるように見えますけれども、ごくさいなことで、プラスチック、公共職業訓練施設への通学、人工透析というような格好であります。私は、これは根本的に見直すべきだ、通勤災害全体を業務上と見るということ、その中からこれはあんまりだからということ以外にしようという考え方ではないかと思つた。いかぬのと違うか、こういうふうな思ふのですが、その概念のところが非常に特殊な例ばかりつけ加えていつているという感じがして仕方がないわけでは。

○小粥(義)政府委員 業務上災害について、使用者の無過失損害賠償責任を前提に、また保険給付に要する費用もすべて使用者の負担にしておりますのは、使用者の管理下において生じた災害であるということとその眼目になっておるわけでございます。

しかしながら、通勤災害になりますと、確かに就業のために行つた行為であることは事実でございますけれども、使用者の管理下にある行為とは言えないわけでございます。そういう意味で、四十八年、この制度ができたときもそうした労働災害として扱ふべきじゃないかという御議論ございましたが、一応労働災害とは別のものでして制度を立てたわけでございます。その考え方は今も同様でございます。

○浦井委員 労働の態様が変わつてきていますし、今何かエグゼクティブとかなんとかかんとかいつておだてられながら四六時中使用者の管理下にあるわけですね。それをいろいろ事細かくあれがどうだ、これがどうだというふうなことで認定事例集に入るとか入れぬというふうなことでなしに——午前中にも出ましたように、新宿バス放火事件、この場合の秋葉さんなんかの場合は、これは明らかに新聞にも出ておつたように大岡裁きというふうに出ておつたですね。これは明らかによかつたと思つたのです。これは評価したいと思つたのですけれども、例えば認定事例集を見ますと、いまだにこんなケースがある。バスの運転手が洗車をしておつたおなかのすいたので車庫の隣の食堂でうどんを食べて、そして車庫に帰ろうとした途上で災害に遭つて、それでそれが認定外という裁定を受けておる。こういう非常にシビアなのが認定事例集に載つておつて、秋葉さんのケースなんというのは、午前中の議論でも出ておつたように、これは認定事例集に入れないわけでは。

思うのですけれども、例えば認定事例集を見ますと、いまだにこんなケースがある。バスの運転手が洗車をしておつたおなかのすいたので車庫の隣の食堂でうどんを食べて、そして車庫に帰ろうとした途上で災害に遭つて、それでそれが認定外という裁定を受けておる。こういう非常にシビアなのが認定事例集に載つておつて、秋葉さんのケースなんというのは、午前中の議論でも出ておつたように、これは認定事例集に入れないわけでは。

こういうようなやり方をやつておつたら、もう一遍繰り返しますが、文字どおり二十四時間じゅう使用者の管理下にある労働者はかなわぬです。もつと通勤災害全体を業務上と見るということから出発した議論をせないかぬというように私は思ふのですが、重ねて要望したいと思つた。

○小粥(義)政府委員 今先生御指摘の最後の部分で、労働災害として見た上で対応を考えるべきだという点は、先ほど私も答えましたとおり、労働災害とはやはり違うものとして対応せざるを得ないと思つております。しかしながら、個別のケースについて午前中にもいろいろ御質問ございました。極めて特異なケースと見るのか見ないのか、あるいはリーディングケースとして見るのかとか、いろいろなものもあるかと思つた。この点は今回の改正案にも織り込んでございます。うに、今後また省令でいろいろその行為を書き加えないければならぬわけでございます。そうした場合にそういう事例についてもわかりやすいように整理をして、各局署での扱いが不一致にならないように今後とも私どもは努力をしてみたいと思つております。

○浦井委員 とにかく後で、皆先送りになつて、しかも省令でというような格好で、これは国会審議というのは一体どないなるんだらうかというふうな今の答えを聞いて私、痛切に感じておるわけなんです。次の問題として、今度省令で経営側の不服申し立てが意見書として提出できるように定めるわけですか。

○小粥(義)政府委員 不服申し立ての適格性云々とは全然別の観点で、企業も産業医をいろいろ持つておりまして、労働者の健康管理についてのいろいろな蓄積もあるわけでございます。そうした観点から、業務上の認定に關しての意見を言う場が欲しいという要望は、これは使用者側からございました。むしろ率直に申しますと、不服申し立て制度を認めるべきではないか、こういう意見もあるわけでございますが、ただこれはやはり不服申し立ての適格性はないもの、法律的な利害関係者としては見るわけにはいかないもので、しかしながら、一方、健康管理については企業にもいろいろなことを義務づけておりますから、そうした観点での意見が言える場を設けるといふことは審議会の建議にも指摘をされておりますので、それを省令でもつて様式の改正という形で織り込みたいというふうに考えております。

○浦井委員 だから、労働者の方は、今小粥さん言われたように使用者の不服申し立てが制度として創設される第一歩になるのではないかと、これを非常に心配されておるわけですよ。小粥さんは、原告として適格性がない、それは確かにそのとおりです。この原則は動かさぬわけですね。省令で定める、そんな余計なことせぬでもいいの、と違ひますか。そんなことはやめた方がいいのと違ひますか、労働者保護という観点に立てば。

○小粥(義)政府委員 御承知のように審議会は三者構成でございます。そこで各側からそれぞれ御意見が出るわけでございます。その意見の中で整理をした上の集約が建議として出されたわけでございます。私もその建議を尊重していきなさいと思つておりますし、実質的な問題として、先ほど申し上げましたように使用者には健康管理の責任をいろいろ義務づけているわけでございます。そうした面でも産業医その他の活動の実績というものはあるわけでございますので、そうした面の意見を行政が判断する場合の参考資料として

してとることについては、これはいささかも差し支えないものというふうに考えております。もちろん、そのために事案の処理が殊さらに長引かせられるとかいうような弊害を生まないように私ども十分気を付けてまいりたいと思っております。

○浦井委員 労使の間の中をとるというふうなことでなしに、やっぱり労働省というのは労働者の側に立つたきつぱりとした態度を見せなければいかぬわけですね。この労災保険制度にしても、やっぱり使用者が拠出をして保険者は政府であるというふうになつておるわけなんですから、使用者側にもいろいろお願いしているから使用者側の言い分も多少は聞かなければいかぬというふうなそんな態度は労働省としてはとるべきではないということをお私に強調しておきたいと思つておるわけであります。

そこで、次に急性死の問題。これは最近非常にふえておつて、これが業務上なのか業務外なのか非常に判定が難しい。けさからも議論になつておりました。しかも中高年の一家の中心柱がなることが多いというので、一六通達ではもう古くなつて実情に合わない。現場の監督官が非常に苦勞しておるという話も聞いておるわけでありまして、労働省では脳血管疾患及び虚血性心疾患等に関する専門家会議で認定基準の見直しの検討をしておるといふが、どういふ検討をしていって結論が出るのか、ちよつと答えていただきたいと思います。

○小粥(義)政府委員 今御指摘の専門家会議で実は三年ほど前から検討をいただいて、さらに今継続をしている段階でございますが、御指摘のように、いわゆる脳卒中ないしは心筋梗塞みたいな疾病が最近多くなつております。それが業務遂行中に発生をした、その場合に果たして業務起因性があるのかどうかをめぐつて争われる事案が非常に多くなつております。

現在のその二つの疾病に対する認定基準は三十六年当時につくられたものでございます。その後成人病の実態の変化等もあるかと思ひますか

ら、そういう意味での見直しをお願いをしているわけでございますが、ただ、今までのところはいわゆるこれを基準法施行規則の三十五条でもう疾病そのものとして特掲をすることは必ずしも適当じゃない。むしろ個人差というものはやはり大きいのであつて、個別ケースごとに考えて対応していかなければいけない、こういうことになつていくわけでございますけれども、それではその個別に判断する場合の認定基準をどういふふうにしたらいいか、これを今検討いただいているところでございまして、結論を得るまでにはなお一年まではいかないにしても、一年近くかかるのではないかとこのように見ております。

○浦井委員 私医者ですから、一応ライセンスは持つておりますからわかるのですけれども、例えば脳出血、脳梗塞あるいはクモ膜下出血、こんなもの一々医学的にどうだということなことを言ひよつたら、いつまでたつても認定基準の見直しというふうなことはできないと思つたのです。だから法律上の保護を与えるのが相当かどうかというふうな観点に立つた思い切りが必要だと思つたのですよ、そういう点で。だから、いつまでも医学的議論をやつておれば認定基準の見直しはできないですよ。いつごろやるのですか。

○小粥(義)政府委員 今までの症例を全部検索をいたしまして共通点を整理するとかいつたようなことで時間を要するわけでございます。と言つて私もこれをいつまでもだらだら引き延ばすつもりはないわけでございます。むしろ、正直言ひましてこの事案の処理で一番汗をかいておるのは行政の窓口の担当者でございますから、できるだけ早くすつきりした判断ができるような認定基準を私どもも切に望んでおるわけでございます。ですから、この検討についてはできるだけ必要なデータ等も提供しながら、可能な限り早く結論をいただきたいと考えておりますが、今言つたようないろいろな作業をしていくとなるとやはりそれなりの時間を要しますので、めどとしては、先ほど申し上げたように小一年はかかるものと考えております。

ります。

○浦井委員 いつももう一年ぐらゐという格好になるのですよ。去年の十二月の参議院で内藤参議院議員が人事院規則の問題でやつたときも一年ぐらゐ、今度もまた一年ぐらゐですか。だから、観点を変えないかぬのと違ひますか。だから、観点がふえておる。例えば、いただいた資料によると五十九年度五十四件ですね。それで申請件数はわからぬわけですね。認定件数がわかつておるわけでしょう。申請件数がどれくらいあつて、認定外、業務外の件数がどれくらいあるかという数字はあるのですか。そういう数字を調べたりしながら急がなければ、いつまでたつても第一線の窓口はそれこそ困りますよ。

○小粥(義)政府委員 毎年定例的にとる報告ではそうしたものをとつておりませんけれども、先ほど来お答えしております専門家会議で検討していただくために当然全体の数はどれくらいあるのかという点も把握をしなければいけませんので、五十九年について私ども把握をいたしております。請求のありました件数は、五十九年度では繰り越しを含めまして五百七十二件でございます。うち業務上の認定をしたものが五十四件、まだ未処理のものが百七十三件という状況でございます。

○浦井委員 そうすると、それ以外のものは全部外ということになつておるわけですよ。だから、だんだん申請の数が五百七十二件というふうになつてきておるわけでしょう。だから早うにやらないかぬ。

それと、これは細かいことですが、不支給処分決定通知書ですね、これが極端に言えば上、外と書いて、ただ外の方に丸をしただけで返つてくる。その理由は何も書いてない。極端な場合ですよ。そういうケースもまだある。だから、左なら左が半身麻痺になつて非常に困つておるのに何でそんな外だけで返つてくるのかという不満が多いわけ、できるだけ詳細にこういう理由で

外と判断したのだというふうな、せめてそれぐらゐのことをやるべきじゃないですかね。

○小粥(義)政府委員 業務上外の認定をした場合の通知書に業務上外とされた理由が書かれていないというケースが多いというところでございまして、私が、私どもが業務上外と判断する場合は、不服申し立てのためにその理由が明らかになつていないと相手方としていろいろ困る面も出るので、そこは明確に業務上外とした理由を書くように局署を指導をいたしております。それが必ずしも徹底してはなかつたといふれば、私どももさらにその点は徹底をしてまいりたいと思つております。

○浦井委員 そこで局長、上外の認定をするときに災害主義という引き金があるとしても重視されるということなんです。ところが、ことしの二月の大阪の地裁判決で、業務起因性というのは引き金もその一つであつて、言うたらそのほかのファクターも十分に並列的に考慮して決めるんだということ認定外になつたのを今度は原告勝利、こういう格好になつておるわけですよ。だから、そういう考え方自身を変えなければ、アキシデントが存在しなければならぬという固定観念にいつまでも引張られておればだめなんだろう。労働の態様が違つてきておりますし、先ほどからストレスの話も出ておる。だから、業務起因性は引き金もその一つなんだという観点でやるべきではないかと思つたのですが、どうですか。

○小粥(義)政府委員 もともとそうした疾病を言うならば持病として持つておられる方が業務遂行中に発症したという場合に、やはり業務起因性がなければならぬわけでございます。その起因性を判断するのに、認定基準ではいわゆる災害性といひますか突発性といひましたようなものを要件として掲げているわけでございます。その点は、確かに二月の大阪の方の判決では必ずしも必要條件ではないというふうな判示の部分がございますけれども、他方、私どもとしては、ほかの裁判例では、単に地裁に限らず高裁を含めましてそうした

今の認定基準を支持される判決も出ていることもあるわけですが、一概に言えない面があるわけですので。

二月の事例について申し上げますと、いわゆる突発性というよりも、むしろ寒暖の差の相当大きな業務にその直前従事していた。その従事していた期間がある瞬間であったのか、あるいはある程度の期間継続的にやっておったのか、これはいろいろケースによつてあるかと思うのですが、少なくとも何らかの業務が持つてくる疾病を誘へ出す引き金になる、そういう業務とのつながりがないければおかしいわけですので、そういう面では、私も把握していないという事実が二月の判決についてはあつたと判断をいたしているわけですので。したがって、認定基準という突発性あるいは災害性を全く否定されるということについては私も必ずしも納得できないわけですので。

○浦井委員 私は、やはり災害前置主義という立場に固執する限りはなかなか作業が先へ進まないと思うわけなんです。現にクモ膜下出血の場合なんかは、別に何の引き金もなしにうちで夜中に起こるといふようなケースもたくさんあるわけですね。それは生れつきの奇形であつたというわけですから、医学的には言えぬことではないです。労働者保護という観点に立つて、労災法の精神に立つてやるならば、私はこういうのは業務上だとすべきだと思うのです。そこを小粥さんに決断いただきたい、こういうふうに私はお願いしておるわけです。

○小粥(義)政府委員 先ほどもお答えしましたように、非常に個人差があるということは事実でございますから、そうした個別のケースに当たつた場合に判断がつかないようには何らかの客観的な要素というものが判断基準に入らなければならぬ。その一つとして、いわゆる災害性というものも今の認定基準に掲げてあるわけですので、仮にそれ以外の客観的な要件というものが、もつと的確なものがあるとなれば、それによるこ

ともやぶさかではないわけですので、そうした点を含めて今検討をいたしておるわけですので。しばらく時間をかりたいと思ひます。

○浦井委員 個々の労働の態様が違つてきておるし、中高年の方が、五百七十二件もいろいろな格好で申請されておるわけですから、これは今までの災害主義というものを捨てよとまでは言わぬですけれども、相対的には軽く見るといふような感じでは、私は基本的な認定基準の見直しなんというのとはできないかと思うのです。効率的にやらなければいかぬわけですから。

それはそれとして、もう時間がないですから、VDTもちよつと一言尋ねておきたいと思うのです。

VDTの場合、その指針、まだ未知の部分がたくさんありますから、だから今すぐに認定基準をつくらう方がよいのかどうか、私自身まだ迷つております。だから、指針は指針でつくられたことは評価はするのですけれども、しかし、いづれやいは基準をつくらなければならぬ。頸腕腕症候群、キーパンチャーの場合には割に早く基準をつくつて、それを改定をされていっておるわけでありまして、だから、そういう点ではやはり指針から早く基準にするような作業を進めるべきだといふふうに私はまず要望しておきたいと思ひます。

そこで、やはりその場合に、VDTの作業時間の上限をせめて指針の中でも決めるべきではないかというような問題があるし、A、B、Cとわがわが分けなければならぬのというような問題があるわけですね、それからいただいた労働基準局の指針のパンフレットを見ますと、もう初めから難しいのですよね。一般向きでない、極めて抽象的でわかりにくい、こういう問題があるのです。が、ちよつとこれ答えていただきたいと思うのです。

○小粥(義)政府委員 まず指針に一日の作業時間の上限の規制をしなかつたという点は、現在までの医学的知見をいろいろ私ども収集しているわけ

でございますが、その中では確かにVDT作業で目の疲労あるいは肩が凝るといったような現象が出るわけですが、それは疲労の蓄積という格好でございます。一定の休息期間をとることによつて回復するという見方がむしろ大勢であるといふふうに承知をいたしておいて、したがつて総量の規制よりはむしろ一定の休息をとることの方が大事であるといふふうに理解しております。特に、外国の法規制を見ましてもそれはないものですから、そういう観点でやつております。

なお、指針がわかりにくいという点は、実はそのした作業管理の仕方、考え方を先機関に対して示すということをやつたわけですので、これが一般事業場にさらに広まっていくなにもちよつとわかりやすいものという声もございまして、そうしたものは別途考えたいと思つております。

○浦井委員 そのときの参考に、これは最後ですけれども、きのうページ数を打ち合わせをしたと思うのですが、労働省労働基準局という名前のこのきれいな紙のパンフレットですね。それを私、日本眼科医会の会長個人の、会長個人のことたら変ですけれども、意見を聞いてきましたので、ちよつと局長さん、小粥さん、見ておつてください。

まず二ページですけれども、この「グレアの防止」、突端からグレアと出てくる。このグレアとは何かと、後で十二ページに出てきます。しかし、まずグレアとは何かというところがだれにでもわかるように、重複してもよいからやはりここに書いておかなければいかぬのと違つかという意見。

それから、今も言われた三ページの休止時間ですね。小休止の場合でも、編み物をしたり、本を読んだり、テレビを見たりというようなことはやめておけ、そして目を休めるといふことが大事だといふ説明が必要ではないかという意見があります。

それから今度は五ページ、これはちよつと論理的におかしいのですが、一番上の行ですね、「おおむね四十センチメートル以上の視距離が確保できるようにすること」ということですが、近視が強いと四十センチという視距離では見えない人がおる、一体どうするのかという問題がある。

それから、もうこれでもいいですけれども、七ページですね。真ん中よりちよつと下に、やはり「必要な保健指導を行うこと」というところに、これは眼科医ですから言うのですけれども、眼科へ行つて眼鏡処方せんによつて新しい眼鏡をつくれというようなことも書く必要があるのではないかと。

それから、その七ページの最後の行ですけれども、就業の前後または就業中または休止時間に体操を行わせるといふような丁寧な書き方が必要ではないかという意見も聞いてきております。

これはなかなか苦労してつくられたということはおそらくわかるのですけれども、やはり丁寧に欠けておるといふことが言えるわけですね、またこの解説書がつくられるということでありまして、それと、そのときには、こういうような意見もあるのだといふことを参考に、だれが読んでみてもわかるようにしていただきたい。

特にこれは労働省としては無理な注文かも知れませんが、十八ページの上から三行目に「産業医又は眼科医」といふふうに書いてあります。が、日本眼科医会の会長は、産業医で果たしてこんなことができるのか、これは産業医科大学を否定するみたいな話ですけれども、そういう意見があるわけなんです。

だから、そういう点を十分に考慮しながら、VDTに従事する人たちが見て参考になるような、あるいは使用者が見て具体的に参考になるようなものに仕上げていただきたいということを私要望として、質問を終わりたいと思ひます。ちよつと答えていただきたい。

○小粥(義)政府委員 私ども、このVDT作業に従事する方に職業性疾病的なものが発生しないように強く願っております。いろいろ御意見、これからの必要な方面から伺っていくつもりであります。そうした面は今後のパンフレットの中にもできるだけ生かしていきたいと思っております。

○浦井委員 終わります。

○山崎委員 菅直人君。

○菅委員 労災法の改正の質疑がきょう午前以来ずっと続いているわけですが、私は時間も短いので、幾つかの問題に絞って労働省としての見解を伺いたいと思います。

今回の改正の大きな柱がいわゆる給付基礎日額の改正にあるわけですが、いろいろと労働省の説明を受けましても、確かに現在の状況が必ずしも合理的でないという適正でないという面もわかるのですが、この新しい方式を実施をしたときにどういふ影響が出てくるのかという点で幾つか心配点もあるわけですが、

この労働省が出された資料を見ますと、賃金構造基本統計調査をもとに最低、最高額をある範囲の中におさめるといふようになっておられるわけですが、最高限度額が特に六十歳から六十五歳に移る時点でかなり大きく急激に変化をしておられるわけですが、この点で、この日額が六十歳一六十五歳で具体的な数字でどのくらい変化をし、そのときに特に残されている遺族の人たちにとつてどういふ影響が出るのかという点が若干心配なんです、そのあたりの見通しについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○小粥(義)政府委員 今私どもが五十九年の賃金構造基本調査の結果に基づいて一応はじいた数字では、六十歳から六十五歳層は最高限度額が一萬四千六十八円になっておりますが、六十五歳になりますと、賃金構造基本調査の数字では実はもっと低いのですが、別途ILO百二十一号条約で最高限度額を決める場合の要件がございます。それ

を当てはめました九千四百九十三円、これが六十五歳以上の年齢階層についての最高限度額、こういうふうな考え方をしております。

では、これを適用した場合にどのぐらゐの影響が出るかということでございますが、いわゆる法定給付としての年金給付額のほかに別途労災保険事業におきましては労働福祉事業として特別支給金を支給いたしております。年金受給者についても、いわゆる定額給付金以外にボーナス等をそれぞれ労働者がもたらしている場合に、そのボーナス見合いの分に相当する給付の上積みをしていただいております。限度額は大体給付基礎日額の二割というふうなことでございまして、

その上に上積みされますので、ここで表面に出ております九千四百九十三円よりは高い年金給付がその家族にも渡る、こういうふうに見えておられるわけでございます。ただ、いざいざにして最高限度額がなかったときに比べればそれなりに減額になることはやむを得ないところでございまして、ただ、一般的なその年代層の稼働能力といったものを考えますと実はもっと低くなるのでございまして、そうしますと、一定の下支えをしていこうというところは御理解いただきたいと思っております。

○菅委員 今の数字を見ても、この世代で三分の一ぐらい一挙に上限額が下がるわけで、そういう点では、同じ下がるにしてももう少し工夫があつてもいいのではないかと感じます。特別支給金のことを言われましても、そういうことでそういうものが若干フロロされるところとすればそれはそれで何とかなるのかとも思ひますが、その点をまず一つ指摘しておきたいと思ひます。

それから、きょうの朝以来通勤災害の議論がかなりいろいろな方から出ておりましたけれども、あるいは通勤災害に直接には関係しないけれども、最近の通勤の形態がいろいろ変化をしまして、特にニューメディア等が発達してくると在宅での勤務ということがかなり広がってきてい

る、あるいは今後ますます広がってくるのではなにかと思われたいです。その場合に、在宅勤務中の労働災害ということも今後考えられてくるだろうし、あるいは、これは通うということにはならないわけですが、いわば自分の家で仕事をしながらして多少近所に出て戻ってくるというふうなことも、日用品の購入あるいは学校施設等の通学ということもあり得るかとも思ひますが、そういう在宅勤務を想定した場合に、この通勤災害の条項の適用はどういふふうな考えればいいのか、その点の考え方を聞かしていただきたいと思います。

○稲葉(哲)政府委員 まず第一の在宅勤務の事故につきましても労災保険が適用されるかどうかという点でございまして、労災保険の適用事業に雇用されておられる労働者につきましては、その者が自宅におきまして作業中に災害をこうむつたという場合、これはその発生状況等の確認については若干困難な面はございますけれども、その災害が業務に起因するものであると認められる場合には労災保険給付が行われるということになるわけでございます。

なお、近所に買い物に行つての災害というのはちよつと通勤災害として判断するのは困難かと存じます。ただ、本来勤務しておられます会社との往復につきましてもまたその事情によつては通勤災害と同様の判断ができるかと思ひます。

○菅委員 この通勤災害の問題は常に微妙な差で大変大きな扱いの差が生じるということ、実際に仕事をしておられる方からいへば、先ほども使用者の管理下にある場合、ない場合ということが一つの区切り方だと言われましても、それを厳密に解釈することが仕事をしておられる立場、労働者の立場に立つたときに必ずしも適切なものかどうかという点では非常に問題があると思ひます。

そういう点では、今後就業形態が変化をします中で、もう少し柔軟な扱いがあつていいんじゃないかという点を指摘しておきたいと思ひます。もう一点、今回の改正案の中にいわゆる保険関係

の成立の届け出を怠つていた期間の事故について、使用者に対して以前よりも少し厳しい徴収をしようというようなことが出てくるわけですが、この改正そのものというよりは、こういった労災の届け出を怠つておられることに対して、労働省としていろいろな周知徹底をしておられるのかもしれないが、そういう周知徹底の作業がどんな形で行われているのか。あるいは、さういふ中小企業の退職者の法案も通りましたけれども、こういうものも含めて中小企業に対しての労働省の施策がどういふ形で知らされていくのか。今後の展望としてそういう方面でもう少し努力をする必要があるのではないかという感じもするのですが、その点はいかがですか。

○小粥(義)政府委員 まず、保険の適用、加入の促進の観点では労働保険の事務組合がございまして、特に零細企業の場合は個々に保険料納付事務を処理するのがなかなか難しいという面もございまして、事務組合を通じてその適用拡大なり加入促進を図つておられますので、今後ともその面ではこの事務組合の活動がさらに活発に進むように努力をしていきたいと思つております。

一方、中小企業一般に対する労働施策のPRといった面では、正直言つて、今まで必ずしも効果的なやり方が十分できておりません。特に中小企業団体が幾つかあるわけですが、密に密に、それぞれの出先機関との接触もそれほど密にないところもありますので、最近特に労働時間の問題も含めてそうした中小企業の集団と行政との接触を通じてPR、これを進めたいと思つております。ですから、商工会議所であるとかあるいは中央会であるとか、業種別の団体、さらには安全衛生の面でも中小企業の集団を対象とする新しい施策を展開しようとしておられますけれども、そうした場合も集団をとらえて対応していくことが効率的でもあるわけですから、ぜひそうした方向の努力を今後積極的に進めたいと思つております。

○委員長 時間ですので質問を終わりにしたいと思います。今の最後の問題で、労働省という役所の独自のラインを使われて、あるいはそういう業界団体を使われての周知徹底というのはいかにも思うのですが、場合によっては、例えば健康保険関係の流れとか税の流れとかいろいろな形の団体があるわけで、そういう点では事業主に対する宣伝と同時に、そこに働いている人たちに直接かわる問題ですから、そういう人たちに對しても、皆さんのところの事業所ではこういうことはぜひやるように当然の権利としてあるのですよということ周知徹底するということ意味ではもつといろいろなラインを使い得るのじゃないか。そういう点では必ずしも労働省という枠組みだけのラインじゃなくて、ある部分では厚生省であったり大蔵省であったり、そういう枠組みの中でもいろいろなルートを見つけれることがより伝えることになるのじゃないかということを私からの提案として申し上げて、質問を終わります。

○山崎委員長 次に、内閣提出、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する説明を聴取いたします。林労働大臣。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する説明を聴取いたします。林労働大臣。

○林國務大臣 ただいま議題となりました地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する説明を聴取いたします。林労働大臣。

めるの件について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在、労働省の地方支分部局として、公共職業安定所が全国に配置されておりますが、これらに關して、現下の重要課題である行政改革の一環として、その一部を整理統合するとともに、近年の地域の実情の変化に伴い、その配置の適正化を図る必要が生じてきております。

この案件は、昭和六十一年度において行う予定の右の理由による再編整理に伴い、札幌東公共職業安定所及び同所江別出張所ほか公共職業安定所及びその出張所十一カ所の設置等を行うことについて、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の御承認を求めようとするものであります。

何とぞ御審議の上、速やかに御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○山崎委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本件に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、明後十七日木曜日午前九時四十五分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時五十二分散會

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する説明を聴取いたします。林労働大臣。

一 公共職業安定所及びその出張所

名	称	位	置	管	轄	区	域
札幌東公共職業安定所		札幌	市	札幌市のうち白石区及び豊平区	江別市	千歳市	
江別出張所		江別	市	札幌市	札幌市	石狩市のうち新篠津村	
岩見沢公共職業安定所		岩見沢	市	岩見沢市	美唄市	三笠市	空知市のうち北村、栗沢町及び南幌町
美唄出張所		美唄	市	岩見沢市	美唄市	三笠市	空知市のうち北村、栗沢町及び南幌町
宇治公共職業安定所		宇治	市	宇治市	城陽市	久世郡	綴喜市のうち宇治田原町
姫路南公共職業安定所		姫路	市	姫路市のうち飾磨区、網干区、広畑区、勝原区、余部区、大津区、白浜町、的形町、大塚町、木場、八家、東山、継、奥山、北原及び兼田、飾磨郡のうち家島町	姫路市	姫路市	姫路市のうち飾磨区、網干区、広畑区、勝原区、余部区、大津区、白浜町、的形町、大塚町、木場、八家、東山、継、奥山、北原及び兼田、飾磨郡のうち家島町
福岡南公共職業安定所		春日	市	福岡市のうち南区(那の川一丁目及び二丁目を除く)、筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市
小倉公共職業安定所		北九州	市	北九州市のうち戸畑区、小倉北区及び小倉南区			

二 公共職業安定所の出張所

名	称	位	置
京都田辺公共職業安定所		京都府相楽郡木津町	
神戸公共職業安定所西出張所		神戸市	
神戸港労働公共職業安定所三宮出張所		神戸市	
福岡公共職業安定所西出張所		福岡市	
八幡公共職業安定所八幡労働出張所		北九州	市

理由 労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共職業安定所及びその出張所を設置する等の必要がある。これが、この案件を提出する理由である。